

対馬市告示第73号

平成28年第4回対馬市議会定例会を次のとおり招集する

平成28年11月25日

対馬市長 比田勝尚喜

1 期 日 平成28年12月6日(火)

2 場 所 対馬市議会議場

○開会日に応招した議員

春田 新一君	小島 徳重君
入江 有紀君	船越 洋一君
淵上 清君	脇本 啓喜君
黒田 昭雄君	小田 昭人君
長 信義君	波田 政和君
上野洋次郎君	齋藤 久光君
初村 久藏君	大浦 孝司君
小川 廣康君	大部 初幸君
兵頭 栄君	作元 義文君
山本 輝昭君	堀江 政武君

○12月9日に応招した議員

○12月12日に応招した議員

○12月13日に応招した議員

○12月16日に応招した議員

平成28年 第4回 対馬市議会定例会会議録(第1日)

平成28年12月6日(火曜日)

議事日程(第1号)

平成28年12月6日 午前10時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議長の諸般報告
- 日程第4 市長の行政報告
- 日程第5 総務文教常任委員会の閉会中の所管事務調査報告
- 日程第6 国県道路等整備促進特別委員会の閉会中の調査報告
- 日程第7 認定第1号 平成27年度対馬市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第8 認定第2号 平成27年度対馬市診療所特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第9 認定第3号 平成27年度対馬市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第10 認定第4号 平成27年度対馬市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第11 認定第5号 平成27年度対馬市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第12 認定第6号 平成27年度対馬市介護保険地域支援事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第13 認定第7号 平成27年度対馬市旅客定期航路事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第14 認定第8号 平成27年度対馬市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第15 認定第9号 平成27年度対馬市集落排水処理施設特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第16 認定第10号 平成27年度対馬市水道事業会計決算の認定について
- 日程第17 承認第14号 専決処分の承認を求めることについて(平成28年度対馬市一般会計補正予算(第5号))

- 日程第18 承認第15号 専決処分の承認を求めることについて（平成28年度対馬市簡易水道事業特別会計補正予算（第3号））
- 日程第19 承認第16号 専決処分の承認を求めることについて（平成28年度対馬市水道事業会計補正予算（第3号））
- 日程第20 議案第82号 平成28年度対馬市一般会計補正予算（第6号）
- 日程第21 議案第83号 平成28年度対馬市診療所特別会計補正予算（第3号）
- 日程第22 議案第84号 平成28年度対馬市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第23 議案第85号 平成28年度対馬市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第24 議案第86号 平成28年度対馬市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第25 議案第87号 平成28年度対馬市介護保険地域支援事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第26 議案第88号 平成28年度対馬市旅客定期航路事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第27 議案第89号 平成28年度対馬市簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第28 議案第90号 平成28年度対馬市水道事業会計補正予算（第4号）
- 日程第29 議案第91号 対馬市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第30 議案第92号 対馬市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- 日程第31 議案第93号 対馬市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第32 議案第94号 対馬市税条例等の一部を改正する条例
- 日程第33 議案第95号 対馬市国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第34 議案第96号 対馬市地域子育て支援センター条例の一部を改正する条例
- 日程第35 議案第97号 対馬市水道条例の一部を改正する条例
- 日程第36 議案第98号 対馬市猪鹿加工処理施設条例
- 日程第37 議案第99号 対馬市立幼稚園型認定こども園条例
- 日程第38 議案第100号 対馬市まちづくりコミュニティ支援交流館の指定管理者の指定について
- 日程第39 議案第101号 対馬市厳原自動車教習場の指定管理者の指定について

- 日程第40 議案第102号 対馬市パークゴルフ場の指定管理者の指定について
- 日程第41 議案第103号 対馬市ファミリーパークの指定管理者の指定について
- 日程第42 議案第104号 対馬市温泉施設の指定管理者の指定について
- 日程第43 議案第105号 漁港区域内公有水面の埋立てについて（伊奈漁港）
- 日程第44 議案第106号 工事請負契約の締結について
- 日程第45 議案第107号 長崎県市町村総合事務組合規約の変更について
- 日程第46 同意第11号 対馬市農業委員会委員の任命につき、認定農業者が委員の過半数に満たない場合の同意について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議長の諸般報告
- 日程第4 市長の行政報告
- 日程第5 総務文教常任委員会の閉会中の所管事務調査報告
- 日程第6 国県道路等整備促進特別委員会の閉会中の調査報告
- 日程第7 認定第1号 平成27年度対馬市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第8 認定第2号 平成27年度対馬市診療所特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第9 認定第3号 平成27年度対馬市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第10 認定第4号 平成27年度対馬市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第11 認定第5号 平成27年度対馬市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第12 認定第6号 平成27年度対馬市介護保険地域支援事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第13 認定第7号 平成27年度対馬市旅客定期航路事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第14 認定第8号 平成27年度対馬市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第15 認定第9号 平成27年度対馬市集落排水処理施設特別会計歳入歳出決算の認定について

算の認定について

- 日程第16 認定第10号 平成27年度対馬市水道事業会計決算の認定について
- 日程第17 承認第14号 専決処分の承認を求めることについて（平成28年度対馬市一般会計補正予算（第5号））
- 日程第18 承認第15号 専決処分の承認を求めることについて（平成28年度対馬市簡易水道事業特別会計補正予算（第3号））
- 日程第19 承認第16号 専決処分の承認を求めることについて（平成28年度対馬市水道事業会計補正予算（第3号））
- 日程第20 議案第82号 平成28年度対馬市一般会計補正予算（第6号）
- 日程第21 議案第83号 平成28年度対馬市診療所特別会計補正予算（第3号）
- 日程第22 議案第84号 平成28年度対馬市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第23 議案第85号 平成28年度対馬市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第24 議案第86号 平成28年度対馬市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第25 議案第87号 平成28年度対馬市介護保険地域支援事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第26 議案第88号 平成28年度対馬市旅客定期航路事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第27 議案第89号 平成28年度対馬市簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第28 議案第90号 平成28年度対馬市水道事業会計補正予算（第4号）
- 日程第29 議案第91号 対馬市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第30 議案第92号 対馬市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- 日程第31 議案第93号 対馬市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第32 議案第94号 対馬市税条例等の一部を改正する条例
- 日程第33 議案第95号 対馬市国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第34 議案第96号 対馬市地域子育て支援センター条例の一部を改正する条例
- 日程第35 議案第97号 対馬市水道条例の一部を改正する条例
- 日程第36 議案第98号 対馬市猪鹿加工処理施設条例

- 日程第37 議案第99号 対馬市立幼稚園型認定こども園条例
- 日程第38 議案第100号 対馬市まちづくりコミュニティ支援交流館の指定管理者の指定について
- 日程第39 議案第101号 対馬市厳原自動車教習場の指定管理者の指定について
- 日程第40 議案第102号 対馬市パークゴルフ場の指定管理者の指定について
- 日程第41 議案第103号 対馬市ファミリーパークの指定管理者の指定について
- 日程第42 議案第104号 対馬市温泉施設の指定管理者の指定について
- 日程第43 議案第105号 漁港区域内公有水面の埋立てについて（伊奈漁港）
- 日程第44 議案第106号 工事請負契約の締結について
- 日程第45 議案第107号 長崎県市町村総合事務組合理約の変更について
- 日程第46 同意第11号 対馬市農業委員会委員の任命につき、認定農業者が委員の過半数に満たない場合の同意について

出席議員（20名）

1番 春田 新一君	2番 小島 徳重君
3番 入江 有紀君	4番 船越 洋一君
5番 渕上 清君	6番 脇本 啓喜君
7番 黒田 昭雄君	8番 小田 昭人君
9番 長 信義君	10番 波田 政和君
11番 上野洋次郎君	12番 齋藤 久光君
14番 初村 久藏君	15番 大浦 孝司君
16番 小川 廣康君	17番 大部 初幸君
18番 兵頭 栄君	19番 作元 義文君
20番 山本 輝昭君	21番 堀江 政武君

欠席議員（なし）

欠 員（1名）

事務局出席職員職氏名

局長	神宮 満也君	次長	糸瀬 美也君
課長補佐	梅野 浩二君	主任	洲河 直樹君

説明のため出席した者の職氏名

市長	比田勝尚喜君
副市長	桐谷 雅宣君
教育長	永留 和博君
総務部長	豊田 充君
総務課長	有江 正光君
しまづくり推進部長	阿比留勝也君
観光交流商工部長	俵 輝孝君
市民生活部長	根メ 英夫君
福祉保険部長	仁位 孝良君
健康づくり推進部長	福井 順一君
農林水産部長	西村 圭司君
建設部長	佐伯 廣教君
水道局長	増田 敬一君
教育部長	須川 善美君
中対馬振興部長	平山 祝詞君
上対馬振興部長	園田 俊盛君
美津島行政サービスセンター所長	神宮 喜仁君
峰行政サービスセンター所長	三宅 一郎君
上県行政サービスセンター所長	多田 幸喜君
消防長	永留 弘和君
会計管理者	阿比留 保君
監査委員事務局長	松尾 龍典君
農業委員会事務局長	春日亀剛一君

午前10時00分開会

- 議長（堀江 政武君） ただいまから平成28年第4回対馬市議会定例会を開会いたします。
定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

日程第1. 会議録署名議員の指名

- 議長（堀江 政武君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定によって、波田政和君及び上野洋次郎君を指名いたします。

日程第2. 会期の決定

○議長（堀江 政武君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、配付しております会期日程案のとおり、本日から12月16日までの11日間とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 異議なしと認めます。会期は、本日から12月16日までの11日間に決定しました。

日程第3. 議長の諸般報告

○議長（堀江 政武君） 日程第3、議長の諸般報告を行います。

第3回定例会終了後以降の議長の行動等は、配付しております庶務報告書のとおりであります。次に、総務文教及び厚生常任委員会から委員派遣に対する調査報告の提出がっておりますので報告します。

総務文教常任委員会は、北九州市及び豊後高田市を訪問し、全天候型陸上競技場の維持管理及び移住・定住促進について、厚生常任委員会は、南さつま市及び下関市を訪問し、海岸漂着物等に関する現状と課題について、それぞれ視察、調査研究を行っております。

詳細につきましては、配付しております委員会調査報告書のとおりであります。

次に、議員報酬に関する報酬等審議会の答申が市長から送付されておりますので、資料としてお手元に配付しております。

以上、報告を終わります。

日程第4. 市長の行政報告

○議長（堀江 政武君） 日程第4、市長の行政報告を行います。

市長から行政報告の申し出がっておりますので、これを許します。市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝尚喜君） おはようございます。本日、ここに、平成28年第4回対馬市議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には、御健勝にて御出席賜り、衷心より御礼申し上げます。

本定例会において御審議願います案件でございますが、予算に係る専決処分の承認3件、平成28年度一般会計補正予算外8件、条例の制定及び一部改正9件、公の施設の指定管理者の指定

5件、漁港区域内公有水面埋立てについて1件、工事請負契約の締結について1件、長崎県市町村総合事務組合規約の変更について1件、認定農業者に係る同意1件、合わせて30件について、御審議をお願いするものでございます。

内容につきましては、後ほど担当部長に説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、9月定例会以降、今日までの主な事項につきまして御報告を申し上げます。

まず、しまづくり推進部でございますが、私のマニフェストの優先順位のトップに掲げた重要施策でございます。

「対馬市ふるさと応援寄附金返礼品制度」は、地域産業の活性化に向けた対馬製品のPR、あわせて新規顧客の創出を図ることを目的として、11月1日からインターネットサイトの「ふるさとチョイス」等を活用しながら取り組みを開始いたしました。

その状況でございますが、11月末現在で、494件、972万1,000円の寄附をいただいております。引き続き、さまざまな方面へ宣伝を行うとともに、返礼品の充実等にも取り組みを進めてまいります。

釜山・博多間国際航路への国内旅客の混乗についてでございます。

これまで谷川弥一衆議院議員、金子原二郎参議院議員並びに秋野公造参議院議員により、精力的に行われてきました中央省庁との混乗に関する調整結果を踏まえ、11月7日、国際航路への国内旅客の混乗に関する調整と協議を東京都内で行い、国内旅客の混乗の実施について、CIQ関係省庁のおおむね理解が得られましたので、御報告申し上げます。

今後、船内における国内旅客と国際旅客の混在を防止するための方策を関係機関と詰めていくとともに、国の補助航路である比田勝・博多間航路の運航について、既存航路事業者である九州郵船並びに国際航路の運航事業者のJR九州高速船との協議、調整を図り、混乗の実現に向け取り組みを進めてまいります。

次に、観光交流商工部でございます。

朝鮮通信使のユネスコ世界記憶遺産の登録実現に向け、11月13日から17日にかけてフランスのパリを訪問いたしました。滞在期間中は、「朝鮮通信使に関する記録」の重要性をPRするため、日本文化会館において関係者を招待してのセミナー開催や写真パネル展示のほか、ユネスコ本部など関係機関を訪問し、世界記憶遺産登録に関する意見交換等を行いました。

今回のPR活動は、日本側のNPO法人朝鮮通信使縁地連絡協議会及び韓国側の財団法人釜山文化財団から計21人が参加いたしました。

また、11月27日には、東京の早稲田大学において、朝鮮通信使に関するセミナーや市民劇団漁火によるミュージカル「対馬物語」公演を行い、1,000人収容のホールもほぼ満員の状況でございました。

このたびのパリと東京におけるPR活動により、登録実現に向け一層の弾みがつくものと大きな期待をしております。

次に、福祉保険部関係でございます。

12月1日、民生委員・児童委員並びに主任児童委員の一斉改選に伴う委嘱状の伝達式を豊玉町の対馬市公会堂で開催しました。

今回の改選により、民生委員・児童委員130名、主任児童委員13名の合わせて143名の方々に厚生労働大臣と長崎県知事からの委嘱状が伝達されました。

なお、委員の任期は、本年12月1日から3年間でございます。

今後、就任されました委員の皆様におかれましては、地域における相談援助活動を初めとして、地域の福祉向上のため、さらなる御活躍を心から願うものでございます。

また、このたび、退任されました皆様におかれましては、これまで多大なる御尽力をいただきましたことに対し、深く感謝の意を表する次第でございます。

次に、全国健康福祉祭ながさき大会についてでございますけれども、通称を「ねんりんピック全国大会」と言われるものですが、本年10月15日から18日の4日間、初めて長崎県で開催されました。

本市からは、ふれあいスポーツ交流大会において、グラウンドゴルフ、バウンドテニス、インディアカの3種目に出場し、その中、グラウンドゴルフの女子の部に出場した平江さんが3位入賞。インディアカチームも同じく第3位と好成績を上げました。

また、県立総合体育館においては、伝統芸能や伝統工芸などの披露・実演を行う「地域文化伝承館」もあわせて開催され、厳原老人クラブ連合会女性部を初め3つの団体から、対馬市の伝統芸能などを紹介していただきました。

次に、水道局についてでございます。

平成29年4月の対馬市簡易水道事業及び対馬市水道事業の経営統合に伴う水道料金の見直しについて検討を行うよう、対馬市水道料金検討委員会に依頼をしていたところですが、11月8日にその検討結果について提言書が提出されました。

提言内容の主なものといたしましては、経営統合後の水道料金については、統一した料金体系とすべきである。2つ目として、料金体系については、「用途別料金体系」から「口径別料金体系」に移行することが望ましい。3つ目といたしまして、料金改定率については、一定の期間、経常損益黒字を確保するなど、3.3%とすることが望ましい。4つ目といたしまして、経営統合後は、5年程度をめぐりとし委員会等を設け、定期的に料金を見直しを検討することなどです。

次に、教育委員会でございます。

本市と岡山県総社市、鹿児島県南種子町との間で「赤米伝統文化交流協定」を締結し、毎年相

互交流を続けておりますが、今年度は「赤米を未来に伝えるために今できること」をテーマに、「赤米サミット2016イン豆殿」を11月14日に市内で開催いたしました。

総社市や南種子町の関係者はもちろん、相川赤米諮問大使にも御参加いただきました。

首長会議においては、今後の連携や赤米を3市町共同申請により日本遺産へ登録すること等についての協議の後、会場を豆殿小学校体育館に移し、京都文教短期大学の安本学長による「赤米のねがい〜赤米神事の継承及び赤米の今後の活躍について」と題した基調講演や、パネルディスカッションのほか、地元豆殿小・中学校児童生徒による赤米にまつわる写真展示等を行いました。

なお、開催に際しましては、赤米行事保存会、地元区長を初め地域の皆様、豆殿小学校、豆殿中学校の皆様にも御協力をいただきました。この場をおかりし、改めてお礼申し上げます。

以上が行政報告でございます。

なお、本会期中に追加議案として、あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更1件、漁港区域内公有水面埋立て1件、対馬市農業委員会委員の任命に係る同意14件を上程する予定としております。

内容につきましては、提出の際に説明させていただきますので、何とぞ慎重に御審議の上、適正なる御決定を賜りますようお願い申し上げます。

以上、開会に当たっての挨拶といたします。よろしく願いいたします。

○議長（堀江 政武君） 以上で行政報告を終わります。

日程第5. 総務文教常任委員会の閉会中の所管事務調査報告

○議長（堀江 政武君） 日程第5、総務文教常任委員会の閉会中の所管事務調査報告を行います。

総務文教常任委員長、黒田昭雄君。

○議員（7番 黒田 昭雄君） おはようございます。総務文教常任委員会の所管事務調査報告を申し上げます。

平成28年第1回対馬市議会定例会において、会議規則第105条の規定により、閉会中の所管事務調査の承認を得ておりました当委員会の調査の内容とその概要を、同規則第110条の規定により報告いたします。

当委員会は、平成28年11月18日、対馬市役所本所4階会議室において、しまづくり推進部・阿比留部長、未来創生課・一宮課長、阿比留課長補佐の出席を求め、返礼品を伴うふるさと納税制度の現状について、調査いたしました。

委員会の冒頭、ふるさと納税制度が「返礼品を伴う」制度に変更した経緯を阿比留部長より説明がありました。「このふるさと納税制度は平成20年10月、ふるさと応援基金条例で制定。当初は、寄付金の趣旨から返礼品は行わない、善意の寄付で進めたいと、今まで推移してきた。

議会の皆様方からも返礼品制度を始めたかどうかという、いろいろな御提案があり、その後、昨年12月、前市長がその検討に入るということで、庁舎内では各種検討を進めてきた。そういう中で、新たな比田勝市長が選挙公約の中で、地場産業の活性化につなげるために、返礼品を活用したいと強く訴えた。その後就任をされて、これを積極的に行いたいと、一部機構改革と人事異動を7月1日付で行い、新たに2人の専任の担当者を置き、11月の実施に向けて一生懸命頑張ってきて、今回、11月1日からスタートさせていただいた。この17日間で312件650万円程度の申し込みがあっている」とのことでお話がありました。

そもそも、ふるさと納税とは、正式には自治体への寄付のことで、地方間格差や過疎などによる税収減少に悩む自治体に対しての格差是正を推進するため、創設された制度であります。個人が任意の自治体に対して2,000円を超える寄付を行った際、所得に応じた上限が設定されていますが、本年度の所得税が還付、翌年度の住民税が控除される制度であります。

それでは、「返礼品を伴う」制度とシステムの概要について、担当課長等より詳細な説明がありましたので、整理して申し上げたいと思います。

初めに、事業者について、要件の大きなくりは、「対馬市内に本社、支社、事業所などがある企業、団体、生産者」であります。市報や市のホームページ等で募集を呼びかけ、さらに対馬観光物産協会の加盟店を中心に担当者が個別訪問をして周知・募集を行いました。今回選定した業者は43事業者であり、1事業者5品目までとし、返礼品の認定作業も同時に行いました。

次に、返礼品については、対馬市内でつくられた、または、対馬市内の原材料を使った商品とします。ただし、水産加工品は、原材料を対馬産とします。今回認定した返礼品は147品目です。5区分の寄付金額に応じて、希望の特産品等をお礼として贈呈するものであります。なお、返礼品の送料は市が負担することとします。

次に、今回対馬市がシステムとして利用しているサイトは「ふるさとチョイス」で、このサイトを見ながら寄付の申し込みをすることになります。そして、申し込まれた寄付の条件に応じて「配送管理システム」が稼働します。最初にシステム会社である管理システムにデータが読み込まれ、同時に対馬市及びコールセンターに流れ、そして、寄付金の納入が終われば事業者に出荷依頼が入り、返礼品を注文製作等の一部を除き1週間程度の期間で寄付者に配送します。この一連の「寄付受付・寄付完了・注文・配送・返礼品到着・請求」で、寄付者から苦情や問い合わせがあった場合には、対馬市・事業者・コールセンターが寄付金と配送の状況等を瞬時に回答でき、クレームについても情報を共有しながら対処できるということでもあります。

次に、委員から大要次のような質疑がありました。

「この17日間の実績でどの返礼品に人気があったのか、またそのランキングは寄付者にわかるのか」「真珠が出ていない」「返礼品の単価の統一は図られているか」「高額寄付者へはどう

対応するのか」「今からが旬のブリの事業者が少ない」「写真に魅力を感じない」「マンパワーは問題ないか」「今までの感触から今後の見通しはどうか」等の質疑がありました。

今後の流れにつきましては、まず、ふるさとの思いという観点から対馬会、東京や関西・福岡・長崎等に、「ふるさとチョイスで返礼品制度を始めます」という周知・お願いを11月末に実施します。寄付者の9割が12月の月に、さらにクレジットカードでの決済が主流とのことで、12月1日からクレジット決済ができるタイミングにあわせて、あえて時期を遅らせて周知することとあります。市長記者発表及び市報等で、また職員サイドも関係機関や個々の人脈を通して呼びかけをするとともに、インターネットのあらゆる媒体を通して、どう「対馬の返礼品」を見せ込んでいくか、検討をしているとのこととあります。

次に、来年度からの実施に向けた対応ということで、今後、高額返礼品や真珠等の対応、事業者・返礼品の入れ替え、要項改正を含めて平成29年度の返礼品の募集をしていきます。時期としては12月の市報に載せ、1月末まで募集をかけ、2月の中下旬には見劣りしていた写真等を刷新する作業に取りかかります。そういった編集に専門性を持った協働隊等の活用も視野に入れながら、寄付者がより寄付をしたくなるような特徴ある対馬のサイトにする予定にしております。なお、ネットを使用しない方々への対応のため、カタログ本も製作するとのこととあります。

最後に、この短い期間で「返礼品を伴う」制度に切り替え、手応えを感じる運用を開始できた、事業者・システム会社及び担当職員の皆様方の努力に、委員会として敬意を表したいと思います。今後も、ふるさと「対馬」を愛してくださる寄付者の皆様の期待に沿えるよう、細心の注意をもって運用されることを強く望みます。

以上で、総務文教常任委員会の所管事務調査報告といたします。

○議長（堀江 政武君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） これで質疑を終わります。

日程第6. 国県道路等整備促進特別委員会の閉会中の調査報告

○議長（堀江 政武君） 日程第6、国県道路等整備促進特別委員会の閉会中の調査報告を行います。

国県道路等整備促進特別委員長、齋藤久光君。

○議員（12番 齋藤 久光君） おはようございます。それでは、ただいまより国県道路等整備促進特別委員会調査報告書を報告いたします。

国県道路等整備促進特別委員会の調査内容について、会議規則第45条の規定により、報告いたします。

本委員会は、平成28年11月24日、午前10時から、豊玉庁舎3階小会議室において、建設部より部長、次長、課長、また、北部建設事務所長の出席を求め、第11回の委員会を開催いたしました。

協議事項は、平成28年度国県道路整備事業の現状について、未改良箇所の優先順位について、新規要望箇所の追加について等です。建設課長より、未改良箇所である一般国道382号の4カ所、主要地方道の12カ所、一般県道の3カ所、計19カ所について、箇所調書に基づき、路線区間・現況・事業概要・事業実施の障害要因・市の取り組み等、詳細な説明を受け、各工区の整備状況について審議いたしました。

今年度の整備状況を、各委員から質疑が多く出された箇所について、概略にて報告をいたします。

まず、一般国道382号から報告をいたします。美津島町小船越・畠浦口間の工区は、平成18年度から事業休止となっていました。今年度に事業を再開し、入会林野整備にも着手しており、工事期間は平成34年度までの予定となっております。

上県町檜滝・弓張間工区については、平成24年度に着手し、平成31年度までの工期で進められている状況です。

上県町美止々・佐護間工区については、11月に地元期成会代表、地元議員及び特別委員長ともども、県対馬振興局長への要望活動を行ったところ、県や市も大地工区完了後の後進区間として捉え、整備される方針になっているとのことであります。

次に、主要地方道、厳原豆酛美津島線の美津島町加志・箕形間工区の工期は、平成33年度までの予定です。この路線は、急カーブが多くて幅員が狭く、車両の離合に支障があり、交通事故等も多く発生しています。その上、地元中学校の統合により通学路にもなっております。また、この路線の延長上の地区は島内最大のマグロ養殖基地であり、大型トラックも常時運行しております。各委員からも、何が問題で事業が停滞しているのか、多くの質疑がありました。これまでも県への陳情・要望活動が再三行われてきておりますが、入会林野整備から登記完了までの県の審査体制への問題も含め、さらなる県への要望活動を早急に進めることとなりました。

厳原町尾浦・安神間（内山坂トンネル）工区についても、平成33年度までの事業となっておりますが、県単事業から補助事業への変更を検討中とのことです。この路線も大型観光バスや通学バス等が多く運行し、車両の離合に支障があり交通事故等が多発している現状で、事業の早急な完成が切望されている区間であります。

次に、厳原町上槻・椎根間（殿浜地区）工区について、当初68億円の事業計画で改良工事が進められていましたが、費用対効果が低く事業推進の理由づけが困難として平成15年度から事業休止となり、現在に至っているところです。ほぼ全島が、海岸線に沿って集落間を結ぶ主要地

方道で結ばれている中、この上槻・椎根間だけが主要地方道路線から外れている現状であり、将来的に、この地域の安全な通学路の確保が大きな課題であり、関係地域も期成会を立ち上げて県対馬振興局長への要望活動がなされているところです。本委員会でも議論の結果、事業の再開を目指す上での事業費の削減と路線の変更を含む県との交渉を進めていくことで合意いたしました。

一般県道唐崎岬線、豊玉町水崎から廻線、この路線の唐洲から廻までの間は、海岸線であり高潮の被害を容易に受け、波浪の影響も多く交通に支障が出るため、早急な改良が求められています。関係地域からの県対馬振興局長への要望活動も行われているようです。

ここまで、国県道路事業の整備の現状について、概略を挙げさせていただきました。

要望箇所の優先順位については県の方針に異議はなく、要望優先順位案のとおり同意することで一致いたしました。

新規要望箇所の追加に関しては今回はなく、まずは現時点での未改良箇所19カ所の未着手区間の早期着工と早期完成を実現するため、市の建設部と連携し、県知事及び県対馬振興局長への要望活動に向け調整することで、委員会の決定をいたしました。

以上で、国県道路等整備促進特別委員会の調査・報告といたします。

○議長（堀江 政武君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） これで質疑を終わります。

次に、9月定例会において、閉会中の継続事件として、決算審査特別委員会及び各常任委員会に付託しておりました平成27年度の各会計の決算認定については、審査報告書の提出があつております。

日程第7. 認定第1号

○議長（堀江 政武君） 日程第7、認定第1号、平成27年度対馬市一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

決算審査特別委員長の審査報告を求めます。決算審査特別委員長、長信義君。

○議員（9番 長 信義君） 決算審査特別委員会の報告をいたします。

平成28年第3回対馬市議会定例会において、会議規則第37条の規定により本委員会に閉会中の継続審査として付託されました、認定第1号、平成27年度対馬市一般会計歳入歳出決算の認定については、審査の結果、賛成多数により、認定すべきものと決定しましたので、同規則第110条の規定により報告します。

当委員会は、平成28年10月18日から20日までの3日間にわたり、対馬市議会議場において、市長、代表監査委員を初め、各担当部長、課長等の出席を求め、詳細にわたり説明を受け

ながら慎重に審査を行いました。

平成27年度一般会計の歳入総額は335億9,055万2,942円で、前年度より9.1%の減であります。

また、歳出総額は329億3,619万5,955円で、前年度より9.2%の減となっております。

歳入の構成比率で、自主財源の柱である市税が占める割合は8.6%となっており、前年度より1.9ポイント上昇しています。

歳出の構成比率では、義務的経費の占める割合は44.8%で、前年度より4.0ポイント上昇しており、本市においては依然として自主財源に乏しい硬直した財政構造となっております。

平成27年度においては、市税などの自主財源は微増となっているものの、合併算定期間が終了したことで地方交付税が減少に転じており、前年度から5億円余り減額となっております。

今後の財政運営に当たっては、目標数値を着実に達成することにより、将来に向けて自立し、安定した財政基盤の確立を図られることを強く望みます。

審査の過程で、事業実施に当たって幾つか要望があっておりますので申し上げます。

総務費に関して、移住・定住促進のためにも、公営住宅入居の特例措置等の環境整備を考えていただきたい。ITを活用した情報発信においてウェブデザイナーは必要になってくる人材と思うので、前向きな方向で検討願いたい。選挙広報について、政見放送も前もって決めておけば、出る出ないは候補者の判断なので、再度検討していただきたい。対馬の人口増、地域の活性化のためにも、縁結び事業は重要と思うので、もう少し力を入れていただきたい。

民生費に関して、保育所関係について、民間でできるのならば老人福祉施設と同様に民間移譲の検討をお願いしたい。へき地保育所について、園児が少なくなってきたので、小規模保育への取り組みを今からでも検討していただきたい。所得税の寡婦（夫）控除の取り扱いについて、結婚歴の有無で控除対象とならないようになってきているが、みなし扱いについては自治体の判断でできるとのことから、福祉・母子関係部門から所管の税務課のほうへ働きかけをお願いしたい。放課後児童クラブのことについて、雞知保育所内を使用しているが、保育室のほうの手狭となっているので早急な移転を検討していただきたい。鶏鳴幼稚園の園児が減ってきている状況から、雞知保育所との兼ね合いも考慮しながら、雞知地区への認定こども園の設置も長期的な視点で検討をお願いしたい。

衛生費に関して、生ごみ等資源再利用実証実験事業について、効果として堆肥の販売など何らかの出口を早急に探すよう努力をお願いしたい。漂着ゴミリサイクル推進事業について、回収した発泡スチロールの島外処理費を削減するために、発泡スチロールの圧縮装置が開発されつつあるので、導入に向けた調査・研究をお願いしたい。

農林水産業費に関して、海洋保護区に取り組みようとしている、また付加価値をつけて水産物を売り出そうとしている中、MSCラベル認証について、市が先頭になって取り組む提案をしていくような研究をしていただきたい。漁業再生支援交付金について、コスト削減のためにも種苗の購入方法の検討をお願いしたい。対馬無線漁業協同組合の役割は重要であり、市として組合の機械設備や人的配置、経営状況等の実態を十分に把握していただきたい。漁業者の対馬無線漁業協同組合への加入を、市としても義務づけるような交渉をしていただきたい。魚礁設置に係る効果調査の結果については、漁協へ周知するようにしていただきたい。

商工費に関して、国道や県・市道沿い、観光地等に行くときの細かいところに案内板や標識を増やしていただきたい。

消防費に関して、災害時における防災無線の果たす役割は重要なので、故障しているところの修理を早急をお願いしたい。災害時における外国人の方に対する避難や災害の周知等の方法を早急に検討していただきたい。韓国の原発に対し、国と連携できる体制も必要と考えるので、検討していただきたい。台風接近時の気象情報について、最新情報を市民に早く周知できる方法を考えていただきたい。また、気象庁やNHKなどの情報発信機関にも市として伝えていただきたい。

教育費について、島っ子留学について、大変厳しい状況だが、U・Iターン部局との連携、学校や地域のアピール等、加味しながら取り組んでいただきたい。テレビ学習塾について、対馬に元気をもたらすのは子供たちの生き生きとした姿だと思うので、回数を増やし、CATVの中でも有効に利用していただきたい。放課後子ども教室について、もう少し強化を行い、組み立てができるよう努力していただきたい。

市長部局におかれましては、本委員会での指摘事項、意見、要望等を十分考慮され、全ての市民が安心・安全で快適に暮らせるにぎわいのあるまちづくりの推進に向けて、後年度の予算編成や今後の行財政運営に活かされるよう強く要望いたします。

以上で、決算審査特別委員会の審査報告といたします。

○議長（堀江 政武君） 報告が終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 質疑なしと認めます。

これから討論、採決を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 討論なしと認め、採決を行います。認定第1号に対する委員長の審査報告は認定とするものであります。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（堀江 政武君） 起立多数です。認定第1号は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

日程第8. 認定第2号

日程第9. 認定第3号

日程第10. 認定第4号

日程第11. 認定第5号

日程第12. 認定第6号

日程第13. 認定第7号

日程第14. 認定第8号

日程第15. 認定第9号

日程第16. 認定第10号

○議長（堀江 政武君） 日程第8、認定第2号、平成27年度対馬市診療所特別会計歳入歳出決算の認定についてから日程第16、認定第10号、平成27年度対馬市水道事業会計決算の認定についてまでの9件を一括議題とします。

各常任委員長の審査報告を求めます。総務文教常任委員長、黒田昭雄君。

○議員（7番 黒田 昭雄君） それでは、総務文教常任委員会の審査報告を申し上げます。

平成28年第3回対馬市議会定例会において、会議規則第37条の規定により本委員会に付託されました、認定第7号、平成27年度対馬市旅客定期航路事業特別会計歳入歳出決算の認定について、その審査の経過と結果を、同規則第110条の規定により報告いたします。

歳入決算額1億4,601万5,239円のうち、1款事業収入298万9,610円、2款国庫支出金1,687万2,785円、3款県支出金458万748円、4款繰入金5,953万3,406円、8款市債6,180万円が主な歳入であります。

歳出の主なものは、1款総務費2,282万9,694円、2款施設費1億2,271万5,244円で、主に燃料費と修繕料、貝口浮棧橋撤去・設置工事設計委託料、そして市営航路船舶「うみさちひこ」建造工事に係るものであります。

採決の結果、全会一致で原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

以上で、総務文教常任委員会の審査報告といたします。

○議長（堀江 政武君） 次に、厚生常任委員長、船越洋一君。

○議員（4番 船越 洋一君） 厚生常任委員会の審査報告を行います。

本委員会に閉会中の継続審査として付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定しましたので、会議規則第110条の規定により報告をいたします。

審査の経過

平成28年第3回対馬市議会定例会において、会議規則第37条の規定により本委員会に付託されました案件は、認定第2号、平成27年度対馬市診療所特別会計歳入歳出決算の認定についてから認定第6号、平成27年度対馬市介護保険地域支援事業特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの5件であります。その審査の経過と結果を、同規則第110条の規定により、次のとおり報告をいたします。

認定第2号、平成27年度対馬市診療所特別会計歳入歳出決算の認定について、いづはら診療所の開院に伴ういづはら診療所及び豊玉診療所の看護師の配置体制について質疑があり、いづはら診療所については、豊玉診療所で研修を終えた看護師を含む4名（正職2名、嘱託2名）体制とし、豊玉診療所については、1名を新規採用し、看護師5名（正職5名）体制を維持しているとの説明がありました。

次に、認定第3号、平成27年度対馬市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、1款1項1目13節委託料は、国保システム改修業務委託料等の5件の業務委託に係る支出であります。そのうちマイナンバー制度対応システム整備委託は、平成28年1月からの制度施行に伴い、市が運用している電算システムである総合行政システムの国保資格に関する業務をマイナンバーに対応できるようにするためのシステム改修に要する経費であります。

3目13節委託料の糖尿病性腎症重症化予防事業は、平成26年度からの事業で、糖尿病治療中の被保険者に対して、調剤薬局の薬剤師による服薬指導や生活習慣改善のための栄養指導・保健指導を実施し、将来の透析患者増加の抑制等による医療費の適正化を目的とするものであります。

7款1項2目19節負担金、補助及び交付金の保険財政共同安定化事業は、市町村国保間の保険料の平準化、財政の安定化を図るため、平成18年10月から1件30万円超の医療費について、各市町村国保からの拠出金を財源として都道府県単位で費用負担を調整しているもので、平成27年度からは1円を超える全ての医療費に改正されております。

次に、認定第4号、平成27年度対馬市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、1款1項1目13節委託料は、電算システムの保守料とマイナンバー制度対応システムの整備に要する経費であります。

次に、認定第5号、平成27年度対馬市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、1款1項1目13節委託料は、介護保険システム等の改修及び保守点検に係るものに加え、マイナンバー制度対応システムの整備に要する経費であります。

1款3項2目13節委託料の認定調査委託料は、11名の介護認定調査員が1件当たり4,500円で、年間3,198件の介護認定調査を行った際の調査委託料であります。

次に、認定第6号、平成27年度対馬市介護保険地域支援事業特別会計歳入歳出決算の認定について、1款2項1目13節委託料の2次予防通所型介護予防事業は、利用者が前年度に比べて342名の減であったため、130万円を超す執行残となりました。

1款3項2目任意事業費において、認知症カフェ事業が未実施であるため、委員から、認知症の方々が地域が支えるシステムづくりが重要となってくるため、認知症の方々が集まりやすい体制を整えた上で、今後はぜひ実施するよう指摘がなされました。

以上、本委員会に付託されました認定第2号から認定第6号までの特別会計歳入歳出決算の認定については、慎重に審査し、採決の結果、いずれも賛成多数により原案のとおり認定すべきものと決定をいたしました。

以上で、厚生常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（堀江 政武君） 次に、産業建設常任委員長、春田新一君。

○議員（1番 春田 新一君） それでは、産業建設常任委員会審査報告をいたします。

本委員会に閉会中の継続審査として付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定しましたので、会議規則第110条の規定により報告をいたします。

平成28年第3回対馬市議会定例会において、会議規則第37条の規定により本委員会に付託されました案件は、認定第8号、平成27年度対馬市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第9号、平成27年度対馬市集落排水処理施設特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第10号、平成27年度対馬市水道事業会計決算の認定について、その審査の経過と結果を同規則第110条の規定により、次のとおり報告をいたします。

まず、認定第8号、平成27年度対馬市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については、歳入につきまして、新設加入金が45件の新規水道加入金などがあり、一般会計負担金は、琴地区統合簡易水道基幹改良事業に係る消火栓設置工事の負担金であります料金収納率は、現年度分が98.39%、過年度分が29.25%となっており、過年度分503万8,950円を不納欠損処分をしております。

簡易水道事業補助金は、雞知地区簡易水道基幹改良事業、琴地区統合簡易水道整備事業に係る国庫補助金であります。一般会計繰入金は、公債費償還元金及び利子、高料金対策及び建設改良分に対する一般会計からの繰入金であります。なお、予算額に対して決算額の減は、琴地区統合簡易水道整備事業の繰り越しによるものであります。

歳出につきましては、水道建設費の工事請負費は、雞知地区簡易水道基幹改良工事、琴地区統合簡易水道整備工事等であります。

なお、平成27年度末における簡易水道事業財政調整基金残高は、5,812万9,000円となっております。

次に、認定第9号、平成27年度対馬市集落排水処理施設特別会計歳入歳出決算の認定について、加入対象件数89件のうち平成27年度末の加入件数は60件、加入率は67.42%となっております。また、平成27年度末の下水道事業債の未償還残高は2億1,125万1,129円で、最終償還は平成46年3月となっております。

次に、認定第10号、平成27年度対馬市水道事業会計決算の認定について、収益的収入及び支出は、水道事業収益3億3,821万1,945円、水道事業費用3億1,304万1,471円で、当年度純利益は税抜きで971万8,795円であります。なお、水道料金収納率は、現年度分が95.34%、過年度分が55.16%となっております。

資本的収入及び支出については、資本的収入2億3,413万4,288円、資本的支出3億3,528万2,552円で、翌年度繰越額1億3,015万5,000円は、内院簡易水道基幹改良事業及び佐須簡易水道災害復旧事業の繰り越しであります。資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億114万8,264円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、過年度分損益勘定留保資金により補填をしております。

最後に、委員からの意見として、水道料金の徴収率の向上策について、利用者負担の公平を期するためにも未収金の解消に向けた対策を検討すべきとの指摘がありました。

以上、本委員会に付託されました認定第8号、認定第9号及び認定第10号の3議案は慎重に審査をし、採決の結果、いずれも賛成多数により原案のとおり認定すべきものと決定をいたしました。

以上で産業建設常任委員会の審査報告といたします。

○議長（堀江 政武君） 暫時休憩します。再開は11時15分からとします。

午前11時03分休憩

午前11時15分再開

○議長（堀江 政武君） 再開します。

各常任委員長の報告が終わりました。これから質疑を行います。

まず、総務文教常任委員長報告に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 次に、厚生常任委員長報告に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 次に、産業建設常任委員長報告に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、認定第2号から認定第10号までの9件に対する討論、採決を一括して行います。
討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 討論なしと認め、採決します。

9件に対する各委員長の報告は、いずれも認定とするものであります。認定第2号、平成27年度対馬市診療所特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第3号、平成27年度対馬市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第4号、平成27年度対馬市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第5号、平成27年度対馬市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第6号、平成27年度対馬市介護保険地域支援事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第7号、平成27年度対馬市旅客定期航路事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第8号、平成27年度対馬市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第9号、平成27年度対馬市集落排水処理施設特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第10号、平成27年度対馬市水道事業会計決算の認定についての9件は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（堀江 政武君） 起立多数です。したがって、認定第2号から認定第10号までの9件は、委員長報告のとおり認定することに決定しました。

日程第17. 承認第14号

日程第18. 承認第15号

日程第19. 承認第16号

○議長（堀江 政武君） 日程第17、承認第14号、専決処分の承認を求めることについて（平成28年度対馬市一般会計補正予算（第5号））から日程第19、承認第16号、専決処分の承認を求めることについて（平成28年度対馬市水道事業会計補正予算（第3号））までの3件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。総務部長、豊田充君。

○総務部長（豊田 充君） ただいま議題となりました承認第14号、専決処分の承認を求めることについて、その提案理由と内容を御説明申し上げます。

本案は、平成28年度対馬市一般会計補正予算（第5号）を去る9月28日付で、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものです。

今回の補正は、去る9月17日、上地区、主に峰町、上県町、上対馬町地域で発生した集中豪

雨による災害復旧対策費にかかわるものです。

予算書1ページをお願いいたします。

平成28年度対馬市一般会計補正予算(第5号)は、次に定めるところによることを規定し、第1条第1項、歳入歳出予算の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,980万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ300億8,636万1,000円とするものです。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、2ページ及び3ページに記載しています「第1表歳入歳出予算補正」によるものです。

第2条、地方債の補正は、4ページ及び5ページの「第2表地方債補正」によるもので、災害復旧事業債を510万円増額し、起債限度額を29億6,940万円と定めています。

次に、歳入歳出補正予算の内容について御説明いたします。8ページをお願いします。

まず、歳入ですが、10款地方交付税、普通交付税を6,304万円追加しています。災害復旧事業にかかわる負担金等として、14款国庫支出金に1,936万円、20款諸収入に災害共済保険金230万円、21款市債に510万円を計上しています。

次に、歳出ですが、10ページをお願いいたします。

4款衛生費1項保健衛生費、水道施設の災害復旧費として、水道事業会計負担金190万円及び簡易水道特別会計繰出金280万円を計上しています。

11款災害復旧費1項農林水産施設災害復旧費、農地農業用施設災害復旧費に5件230万円、林業施設災害復旧費に19件1,190万円。2項公共土木施設災害復旧費ですが、道路災害復旧費に21件2,630万円、河川災害復旧費に37件3,580万円を計上しています。4項その他の災害復旧費ですが、峰町協同集合店舗、集会施設などの災害復旧費として880万円を計上しています。

なお、全体の災害件数は92件8,980万円で、そのうち補助災害件数は3件2,550万円であります。

以上、承認第14号の提案理由の説明を終わります。御審議の上、御承認くださいますようよろしくお願い申し上げます。

○議長(堀江 政武君) 水道局長、増田敬一君。

○水道局長(増田 敬一君) ただいま一括議題となりました承認第15号及び承認第16号は、水道局所管の案件でございますので、提案理由とその内容について御説明申し上げます。

承認第15号は、平成28年度対馬市簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)を平成28年9月28日付をもって地方自治法第179条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同

条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求めようとするものでございます。

補正の理由は、去る9月17日の豪雨災害による簡易水道施設災害復旧工事費の追加でございます。

別冊の平成28年度対馬市簡易水道事業特別会計補正予算書（第3号）の1ページをお願いいたします。

平成28年度対馬市の簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）は次に定めるところによることを規定し、第1条第1項で歳入歳出予算の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ280万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億6,749万4,000円とするものでございます。

第2項で、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、2ページ及び3ページの「第1表歳入歳出予算補正」によるものとするものであります。

次に、補正予算の内容について御説明いたします。6ページ、7ページをお願いいたします。

まず、歳入でございますが、6款繰入金1項他会計繰入金1目一般会計繰入金280万円の追加は、災害復旧費に係る一般会計からの繰入金であります。

次に、歳出について御説明いたします。

1款簡易水道費3項災害復旧事業費1目災害復旧事業費280万円の増額は、三根浄水場など3件の災害復旧工事費の追加補正であります。

続きまして、承認第16号は、平成28年度対馬市水道事業会計補正予算（第3号）を平成28年9月28日付をもって地方自治法第179条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求めようとするものでございます。

補正の理由は、去る7月13日の大雨災害による主要地方道棧原小茂田線の下原地区陥没復旧工事に伴う水道施設災害復旧工事費の追加でございます。

別冊の平成28年度対馬市水道事業会計補正予算書（第3号）の1ページをお願いいたします。

第1条、平成28年度対馬市水道事業会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによることを規定し、第2条、予算、第4条、本文括弧書き、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億1,174万6,000円は、「当年度分消費税資本的収支調整額1,811万9,000円、過年度分損益勘定留保資金9,362万7,000円で補填するものとする」に改め、資本的収入の予定額は第1款第3項負担金190万円、第4項補償金を110万円それぞれ追加し、1億1,020万2,000円とし、資本的支出の予定額は第1款第3項災害復旧費を300万円追加し、2億2,194万8,000円とし、第3条、予算、第9条第3号の次に次の1号を加え、第4号災害復旧費に対する負担金190万円とするものであります。

補正予算の内訳でございますが、6ページ、7ページをお願いいたします。

資本的収入につきましては、1款資本的収入3項負担金1目他会計負担金190万円の増額は、一般会計からの災害復旧事業負担金の追加と4目補償金110万円の増額は、県災害復旧工事に伴う水道施設移転補償金の追加であります。

次に、資本的支出につきましては、1款資本的支出3項災害復旧費1目災害復旧費300万円の増額は、下原地区配水管災害復旧工事の追加でございます。

以上、簡単でございますが、説明を終わります。よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願いいたします。

○議長（堀江 政武君） 説明が終わりました。

これから3件に対する一括質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま一括議題となっております3件は、委員会付託を省略したいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 異議なしと認めます。3件は委員会付託を省略することに決定しました。

これから各案ごとに討論、採決を行います。

まず、承認第14号について、討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 討論なしと認め採決します。本件は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 異議なしと認めます。承認第14号は原案のとおり承認することに決定しました。

次に、承認第15号について、討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 討論なしと認め、採決します。承認第15号は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 異議なしと認めます。承認第15号は原案のとおり承認することに決定しました。

次に、承認第16号について、討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 討論なしと認め、採決します。承認第15号は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 異議なしと認めます。承認第16号は原案のとおり承認することに決定しました。

日程第20. 議案第82号

○議長（堀江 政武君） 日程第20、議案第82号、平成28年度対馬市一般会計補正予算（第6号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。総務部長、豊田充君。

○総務部長（豊田 充君） ただいま議題となりました議案第82号、平成28年度対馬市一般会計補正予算（第6号）について、その提案理由と内容を御説明申し上げます。

今回の補正は、国の第二次補正予算に対応するための経済対策事業、9月の豪雨災害及び10月に発生した台風18号による暴風災害による公共施設等の災害復旧費及び特別職、一般職の給与改定に要する経費、職員給与関係の既定予算の過不足の調整による減額、その他緊急を要する経費について計上いたしました。

国の補正予算に係る公共事業費に7億1,799万円、災害復旧事業費に3億4,854万4,000円、そのほか下原出張診療所を佐須窓口センターに併設する下原出張診療所移設事業に6,742万円、地域総合整備資金貸付金に4億8,700万円、トレッキング及びサイクリングコースなどの整備に向けた観光基盤整備推進事業に200万1,000円、学校敷地内へのイノシシ、シカの侵入を防ぐ小学校敷地周辺フェンス設置事業に1,545万7,000円、財政運営の健全化を図るための市債の繰り上げ償還3億円などをそれぞれ計上したものが主なものでございます。

予算書の1ページをお願いいたします。

第1条、第1項歳入歳出予算の補正ですが、平成28年度対馬市一般会計補正予算（第6号）は、歳入歳出予算の総額を19億2,960万円と定め、歳入歳出予算の総額にそれぞれ追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ320億1,596万1,000円とするものです。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、2ページから4ページにかけて記載しています「第1表歳入歳出予算補正」によるものとするものです。

第2条、債務負担行為ですが、地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をする

ことができる事項、期間及び限度額を6ページから7ページに記載しています「第2表債務負担行為」によることと定めています。

第3条、地方債の補正でございますが、地方債の追加及び変更を6ページから7ページに記載しています「第3表地方債補正」によることと定め、地方債の限度額を38億1,960万円にしようとするものです。

次に、歳入歳出補正予算の内容について、その主なものを御説明いたします。予算書12ページをお願いいたします。

まず、歳入ですが、1款市税は1項市民税で8,171万2,000円、2項固定資産税で1,982万円、3項軽自動車税で1,982万4,000円を追加しています。

10款地方交付税は、普通交付税を1億3,016万2,000円追加しています。

12款分担金及び負担金ですが、1項分担金は事業費調整により林業費分担金を15万1,000円、水産業分担金を1万6,000円追加しています。

2項負担金は、有線テレビ加入負担金を50万円、養護老人ホーム入所負担金を399万円追加しています。

14ページをお願いいたします。

13款使用料及び手数料、土木使用料は港湾使用料で国際ターミナル使用料560万3,000円の追加、14款国庫支出金1項国庫負担金ですが、民生費国庫負担金は自立支援費負担金1,876万5,000円の追加、保育所施設型給付費負担金1,555万2,000円の減額、災害復旧費国庫負担金は漁港施設災害復旧事業負担金1億8,889万8,000円、道路及び河川災害復旧事業負担金6,824万円をそれぞれ追加しています。

2項国庫補助金ですが、総務費国庫補助金は離島活性化交付金1,334万円、地方創生推進交付金497万6,000円を追加しています。

16ページをお願いいたします。

商工費国庫補助金1,209万円、土木費国庫補助金の道路橋りょう費補助金2億7,972万円、都市計画費補助金1億3,580万円は、社会資本整備総合交付金の追加、教育費国庫補助金の小学校費補助金3,086万9,000円の追加は、いずれも国の補正予算に伴うものでございます。

15款県支出金1項県負担金ですが、民生費県負担金は自立支援費負担金、障害児通所給付費負担金1,344万7,000円の追加。

18ページをお願いいたします。

2項県補助金は、全体で4,781万5,000円を追加しています。主なものは、総務費県補助金、地籍調査事業補助金4,334万7,000円の減額は、補助内示額決定による調整です。

衛生費県補助金は、診療所の医療施設等設備整備費補助金414万円の追加、農林水産業費県補助金、農業費補助金に畜産クラスター構築事業補助金2,520万円の追加、林業費補助金は自然災害防止事業補助金125万円を追加しています。水産業費補助金、漁港整備事業補助金5,066万円の追加については、国の補正予算によるものです。商工費県補助金は、しま共通地域通貨発行支援事業補助金696万1,000円の追加、土木費県補助金は比田勝港国際ターミナル整備事業交付金1万8,000円、それぞれの事業で借り入れた市債の元利償還金に対する補助金であります。災害復旧費県補助金は農地農業用施設災害復旧事業補助金390万円の追加です。

17款寄附金は、一般寄附金11万3,000円を計上しています。

20ページをお願いいたします。

18款繰入金2項基金繰入金は、過疎地域自立促進特別事業基金繰入金2,780万円、これはしま共通地域通貨発行事業の平成27年度精算負担金に充てるものです。

21款市債ですが、全体で8億5,020万円を追加しています。主に、国の補正予算によるもの及び災害復旧に係るものです。また、商工債にホテル建設に伴う地域総合整備資金貸付金事業金4億8,700万円を計上しています。

続きまして、歳出について御説明いたします。なお、歳出につきましては、別添参考資料もあわせてごらんいただければと思います。

予算書の24ページをお願いします。

1款議会費ですが、職員人件費、費用弁償など249万6,000円を追加しています。

2款総務費1項総務管理費一般管理費ですが、職員人件費の調整、職員健康診断委託料の減など5,023万8,000円を減額しています。

26ページをお願いいたします。

財政管理費は、過疎地域自立促進特別事業基金積立金2,780万円を追加しています。しま共通地域通貨発行事業の平成27年度精算負担金に充てるため、一旦基金に積み立てた上で、繰り入れるものであります。財産管理費は、庁舎、集会施設の維持補修費など568万9,000円を追加しています。企画費は2,902万6,000円を追加しています。

28ページをお願いいたします。

主なものは、CATV施設の修繕料等に2,708万1,000円、バス待合所改修工事に50万3,000円の追加などです。諸費は、防犯灯修繕料97万7,000円を追加しています。

2項徴税费は職員人件費の調整を、30ページをお願いいたします。3項戸籍住民基本台帳費ですが、職員人件費の調整のほか戸籍用耐火金庫修繕料として424万5,000円を追加しています。5項統計調査費、地籍調査費は、補助事業費決定による調整です。

32ページをお願いいたします。3款民生費1項社会福祉費ですが、職員人件費の調整のほか、34ページをお願いいたします。扶助費自立支援給付費3,470万5,000円、障害児通所給付費1,626万円をそれぞれ追加しています。老人福祉費ですが、老人施設の修繕料に123万8,000円、維持補修工事に356万9,000円を追加、美津島町の総合福祉保健センター事務室移転工事として400万円の計上、扶助費、養護老人ホーム入所措置費1,383万9,000円の追加、繰出金、介護保険特別会計及び後期高齢者医療特別会計で3,025万2,000円の減額が主なものでございます。

2項児童福祉費ですが、36ページをお願いいたします。児童福祉施設費は、職員人件費の調整のほか、臨時雇賃金1,262万円、保育所修繕料107万1,000円、施設型給付費1,606万円の追加などが主なものです。

38ページをお願いいたします。

4款衛生費1項保健衛生費、保健衛生総務費は、負担金、補助及び交付金で水道事業負担金760万円の追加、繰出金、診療所特別会計繰出金865万2,000円を追加、簡易水道特別会計繰出金1,181万7,000円の減などです。

40ページをお願いいたします。

2目予防費ですが、参考資料は1ページになります。日本脳炎予防接種委託料として908万3,000円の追加、診療所費ですが、下原出張診療所を佐須窓口センターへ移設するための委託料及び工事費として6,742万円を。資料は2ページになります。診療所画像処理システム等の医療機器購入費として868万円を計上しています。

2項清掃費、清掃総務費は、職員人件費の調整及び海岸漂着物等地域対策推進事業の補助対象事業費の組み替えであります。

42ページをお願いいたします。

6款農林水産業費1項農業費ですが、農業総務費はふるさと伝承館施設改修費として822万円を計上、畜産業費は畜産クラスター構築事業補助金に3,283万5,000円を追加しています。平成29年度に予定していました国の補助金が、本年度に交付決定となったため、今回計上したものです。

44ページをお願いいたします。

2項林業費、林業振興費ですが、資料は3ページになります。自然災害防止事業に251万円を計上。また、木材加工品輸送コスト助成事業補助金2,984万円を追加しています。

3項水産業費、漁港管理費は岸壁などの修繕料の追加、漁港建設費ですが、46ページをお願いいたします。資料は8ページになります。国の補正予算にかかわる事業費として、工事請負費など6,197万円を追加。また、県営漁港工事負担金として779万円を追加しています。

7款商工費1項商工費、商工振興費ですが、資料は3ページになります。地域総合整備資金貸付金4億8,700万円を計上しています。この貸付金は、地域づくりの推進に寄与することが認められた民間事業者の設備投資に対し、一般財団法人地域総合整備事業団の支援を得て、無利子で資金貸し付けを行うもので、通称「ふるさと融資」と呼ばれています。商工振興費は、しま共通地域通貨発行事業の平成27年度精算負担金2,787万4,000円を計上しています。

観光費ですが、資料は3ページになります。中対馬未来づくりアクションプラン策定経費として、委員報酬及び費用弁償に33万7,000円を計上しています。

48ページをお願いいたします。参考資料は4ページになります。

トレッキングコース、サイクリングコース等の整備方針等を検討決定するための観光基盤整備推進事業として、委託料などに200万1,000円を、白嶽登山道案内誘導板設置事業として100万円を、資料は8ページになります。国の補正予算にかかわる事業として観光案内板、誘導板整備事業として1,960万円を追加しています。

8款土木費1項土木管理費は職員人件費の調整を、2項道路橋りょう費、道路維持費は50ページをお願いいたします。委託料385万3,000円、維持補修工事991万5,000円の追加は、各地区の要望にこたえるため、早期に改修等が必要と判断された箇所について整備を行うものです。道路新設改良費及び橋りょう費は、資料は8ページ、9ページになります。国の補正予算にかかわる事業として、市道改良事業に3億2,510万円、道路等点検事業に3,730万円、橋梁長寿命化事業に3,720万円をそれぞれ追加しています。河川費、維持補修工事費に115万1,000円の追加。52ページをお願いいたします。

4項港湾費、港湾管理費は比田勝港国際ターミナル利用者の増加に伴う使用料の徴収委託料272万1,000円の追加、施設の維持補修工事に42万5,000円の追加などです。港湾建設費ですが、資料は4ページ、5ページになります。比田勝港国際ターミナル改修事業委託料として306万1,000円、巖原港国内ターミナル建設事業委託料として320万円をそれぞれ計上しています。

5項都市計画費、まちづくり事業費は、資料は9ページになります。国の補正予算にかかわる事業として、まちづくり交付金事業に3,040万円を追加しています。

54ページをお願いいたします。6項住宅費、住宅管理費は、公営住宅の修繕料、維持補修工事など1,177万2,000円を追加、住宅建設費は、補助内示額による調整及び国の補正予算にかかわる公営住宅等ストック総合改善事業4,695万8,000円の追加です。

9款消防費ですが、職員人件費の調整のほか、消防施設費は、資料は5ページになります。峰町佐賀地区の消防団拠点施設建設事業の工事費に1,565万7,000円を追加しています。

56ページをお願いいたします。

10款教育費1項教育総務費は、職員人件費の調整及び教職員住宅の修繕料を追加しています。2項小学校費ですが、資料は5ページになります。学校敷地内へのイノシシやシカの侵入を防ぐためのフェンス設置事業として、3校分1,545万7,000円を計上しています。そのほか学校施設機械器具の修繕費、学校備品購入費などを追加しています。学校建設費ですが、資料は10ページになります。国の補正予算にかかわる事業として巖原小学校及び久田小学校のグラウンド改修事業、合わせて1億5,946万2,000円を計上しています。

58ページをお願いいたします。

3項中学校費は、小学校費と同様、学校施設、機械器具などの修繕料、学校備品購入費などを追加しています。4項幼稚園費は、職員人件費の調整のほか、使用料システム改修の委託料404万2,000円、幼稚園施設型給付費負担金1,288万2,000円の追加などです。

5項社会教育費の公民館費は60ページをお願いいたします。施設の修繕料、備品購入費などとして253万1,000円を追加、文化財保護費はお船江保存修理事業などの事業調整を、博物館費は博物館建設予定敷地内に建立されています顕彰碑等の移設工事費として1,277万円を計上しています。

6項保健体育費、体育施設費につきましては、体育施設の修繕料として178万8,000円の追加。62ページをお願いいたします。資料は6ページになります。巖原体育館屋根防水改修事業として445万7,000円を計上、学校給食費は施設の修繕料353万8,000円を追加しています。

11款災害復旧費ですが、資料は6ページ、7ページです。10月の台風18号の被害にかかわる農地農業用施設災害復旧事業639万9,000円、漁港施設災害復旧事業2億3,964万5,000円、9月の豪雨被害にかかわる道路災害復旧事業9,710万円、河川災害復旧事業540万円をそれぞれ計上しています。

64ページをお願いいたします。

12款公債費、元金は財政運営の健全化を図るため、3月の定時償還時に合わせて繰上償還を3億円実施しようとするものです。利子は平成27年度債の利率、借入額等が確定したことによる減額です。

13款諸支出金につきましては、旅客定期航路事業特別会計への繰出金26万4,000円の追加です。

以上、議案第82号の主な内容についての提案の説明を終わります。よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

○議長（堀江 政武君） 説明が終わりました。これから質疑を行います。質疑はありませんか。
2番、小島徳重君。

○議員（2番 小島 徳重君） 7款1項1目の地域総合整備資金貸付事業についてお尋ねをします。

5点ほどあるんですけども、まず1点目は、事務の流れとして、このふるさと融資制度の利用の協議というのが、いつから始まったのかということです。

それから、多分協議を受けて、事業者のほうから借入れの申し込みというのがあったと思います。これの時期です。そういう案件の検討というのを経て、財団のほうから総合的な調査検討をされて、自治体、対馬市のほうへ結果通知があつてるとは思います。その時期がいつかということ。これが事務の流れの確認です。

それから2番目は、貸し付けの対象期間というのは、連続する4年まで可能というふう聞いていますけれども、今年度単年分が今上程されたんですが、この単年度のみで終わるのか、それとも次年度以降もまたこの貸し付け事業というのが継続するのかの確認です。

それから3番目は、民間機関の確実な連帯保証が必要というのが、多分そういう条件の中にあると思いますが、この連帯保証というのは、どこがするのかということです。

それから4番目としては、対馬市の利子負担分というのは、75%は特別交付税で措置されるというふう聞いていますけれども、残りの25%は対馬市が負担するのかどうかです。その場合は、この対馬市の負担については幾らになるのかということです。

5点目は、このような事業、これからもまた民間の事業者で希望されるような方が出てくるものと思われ。そういう場合は、対馬市としては今回と同じように、起債によってお金を確保して、民間を支援するような施策を続けていくのかどうかということを確認したいと思います。

○議長（堀江 政武君） しまづくり推進部長、阿比留勝也君。

○しまづくり推進部長（阿比留勝也君） 議員の御質問にお答えいたします。

まず1点目のいつごろかということですが、これは26年ごろから話をされて、27年に決定をしております。というのは、2番目の事業年度を今年度ということですが、27年度と28年度。27年度につきましては、一部調査設計等に対する支援で、28年度は建設事業に対する支援。融資につきましては、来年度の3月に一括で融資をするという形にしております。

それと、3点目の連帯保証の件ですけれども、これは個人さんのいろいろ問題がありますけれども、現在は十八銀行とみずほ銀行さんが連帯保証をしていると。利子償還につきましては、これ基本的には無利子融資ということになっておりますので、そういう形になります。

それと、今後の見通しですけれども、民間等が手を挙げられれば、それに応じてそれぞれ市と協議をしながら、当然、財団と協議をした中で、実行可能であれば今後も実行していきたいというふうに考えております。

○議長（堀江 政武君） 2番、小島徳重君。

○議員（2番 小島 徳重君） 今、お話聞いた26年から、事業者から相談があった上でこういう事業を取り組もうということで、市のほうもそういう判断をされたということですが、それなら議会のほう等に、全員協議会なり、あるいはこの本会議なり、そういう説明がなされたという記憶、私ないんですけども、されたかどうか確認、まず1点です。

もし、議会のほうへ説明等されてないなら、その理由は何かということをもとに伺いたいと思います。

それから、連帯保証等については今、説明がありましたので、民間機関の大手の銀行さんが、そういう連帯保証でなされているということですから、ある意味では安心をしているところなんですけど、多分この制度でこの事業が行われるとすると1,000万円以上の事業が対象になるということですから、これからも地元の、多分いろんな宿泊業者だけじゃなくて、地域の振興ということになって、大きなくりをすると希望が出てくると思いますが、そのことについて市は当然、同じような取り扱いをするというような答弁ですけども、そのことについても一応、確認ができましたので、まずなぜ26年から取り組みしてきた、どの時点かで報告なりできなかったかということをお尋ねします。

○議長（堀江 政武君） しまづくり推進部長、阿比留勝也君。

○しまづくり推進部長（阿比留勝也君） この申請につきましては当然、個人と財団の話が先行します。というのは、借入れをする方が、まず財産等、それと事業計画、そのあたりをしていきますので、そのことについては、市は当然その部分については個人の分ですから、なかなかかわりがないと。

その後、財団のほうから、最終的に実行の通知が来まして、それに伴って市が判断をして、今回お願いをするというふうな流れになります。

○議長（堀江 政武君） 2番、小島徳重君。

○議員（2番 小島 徳重君） 今の答弁、私この取り扱いが、事務手続の要項を見ましたら、まず事前相談として地方公共団体というか、今回は対馬市と事前相談をした上で、この法人に相談をするという形が一般的な形として示されていますけど、今の部長の答弁、どうも一般的な事務の流れの取り扱いからすると、ちょっと理解できないんですけど。

このあたりは、また委員会でも十分また審議されると思いますので、そのあたりをもう一度確認をよくしてください。これは、前市長の時代に、多分そういう自治体へ投げかけはあつてはずです。そのあたりは、委員会でのまたいろんなやりとりで準備を十分していただきたいと思います。

以上です。

○議長（堀江 政武君） 7番、黒田昭雄君。

○議員（7番 黒田 昭雄君） 1点お伺いしたいんですが、資料でいうと4ページ。白嶽の登山道の案内表示ということなんですが、私、この議案書が来て、体力も落ちているので、久方ぶりに登ってみようかなと思って行ってみたんですが、非常にびっくりしたんですけれども、どういう状態かと言いますと、登山口、ちょうど登る最初のところですか、看板、案内表示板みたいなものがもうくち倒れていて、基礎部分が腐食して、木がもうぼろぼろになっている状態です。そして、こっちですよという一のところ、黒バツテンが見えて、今登れないのかなと思って、私はそばまで行ってみたところ、バツテンに登るなっていうわけじゃなくて、それを支えているだけの分で、黒いひもを使ってバツテンと見せてたんですけれども、私それ見て、非常に総合戦略とか総合計画で、いろいろな体系的にこうしよう、ああしようとうたってるんですけども、こういったことは、先ほど専決がありましたけど、これは観光なのか、それとも国の天然記念物で教育委員会のほうになるかどうかわかりませんが、おもてなしという観点というか、そういった分でも、わかったらすぐにやればいいのかと思うんですけど、状況をわかっておられますか、お伺いいたします。

○議長（堀江 政武君） 観光交流商工部長、俵輝孝君。

○観光交流商工部長（俵 輝孝君） ただいま白嶽の登山道の標識、誘導板、案内板についてでありますけども、現状については、私が二、三カ月前1回一応、見に行ったことがあります。ただ、登ったことはしばらくありませんので、案内板はよく把握をしておりますが、観光物産協会のほうから、よく案内板が少し古くなっているとか、そういう状況を確認しましたので、前回の韓国の登山者等もございまして、案内板が不足している、未整備なところが多いということで、今回、案内板の作成と誘導等の作成、20基程度を設置するように予算要求をしているものであります。

○議長（堀江 政武君） 7番、黒田昭雄君。

○議員（7番 黒田 昭雄君） あそこの山自体は、やっぱり地元の方々にとっては霊峰ということで、定期的に行っている山でありますので、あんまり縁起でもないようなそういう状態ですので、そういうところは、私は予備費でも何でもすぐやるのが、常套な手段だと指摘をしたいと思います。

以上です。

○議長（堀江 政武君） 16番、小川廣康君。

○議員（16番 小川 廣康君） 済みません。昼過ぎましたけど、所管外ですので、1点だけお尋ねをしたいと思います。衛生費に関係をいたしまして、日本脳炎の予防接種費が含まれておりますが、これはよしとして、私ども対馬市、豚がいないのに何でという新聞、あるいはテレビ

で見たときに驚きを感じたわけですが、その後いろいろ原因等、これは県が保健所で調査されているというふうな新聞紙上では見たわけですが、その後の経過が全然報告がないんですが、もしよければ、当時入院された方々のその後、そして現在、もし追跡等が、行われていると思いますが、その報告があつていれば教えていただきたいと思います。

○議長（堀江 政武君） 健康づくり推進部長、福井順一君。

○健康づくり推進部長（福井 順一君） 日本脳炎の発症につきましては、9月30日、長崎県のほうから記者会見をいたしまして、報道がなされたわけでございます。

対馬市内でおきまして、70歳を過ぎました4名の方が日本脳炎を発症したということで、発症率0.1から1%の状況でございます。

これに対しましては、国立感染症研究所、国の機関です。ここと、長崎県の機関と対馬保健所の間で調査等も行いました。まだ、対馬市内のイノシシ等の調査は11月末まで継続して行われましたので、報告書はまだいただいていないような状況でございます。

また、環境調査等もいたしましたけれども、蚊等からは日本脳炎のウイルス等の発見はできなかったというような状況でございます。

その後、4名の方の状況ではございますけれども、まず11月4日には、女性の方は無事といえますか、退院されたというふうに聞いております。また11月8日には、不幸にして1名の方がお亡くなりになったというような報告も受けました。

それから、2名の方は継続して今も入院中と。これ少し前の報告ではございますけれども、医療機関等から報告をいただいたところでございます。日本脳炎に対しては、国の感染症研究所のほうも、今後対馬におきまして、成人の方の抗体の保有調査等をしていきたいというようなお話がございました。

これにつきましては、厚生労働省と協議しながら進めると。できれば、2月からでも調査したいというふうに聞き及んでおります。それによりまして、日本の予防接種のあり方等につきましても、研究していきたいというふうに話っております。

以上です。

○議長（堀江 政武君） 16番、小川廣康君。

○議員（16番 小川 廣康君） まだ調査研究中、なかなか結果は出ないと思いますが、一時期、新聞紙上では、対馬には豚がいらないということで、イノシシではないかという結末がつかれました。その後、新聞ではイノシシではないということで、イノシシという字句が外されたということなんですが、私が言いたいのは、そのときの経過を、やっぱり今までも全協でも何回かあつてと思うんです。ですから、この経過をやはり広く対馬の皆様方にお知らせをしていかないと、非常に……。今、これから冬場にかかりますのでいいにしろ、来年暖かくなって、コガタアカイ

エカが出回るときに、非常に不安になるんじゃないかなど。特に、新聞紙上でにぎわせたので、観光客の皆様方が非常にそこでひっかかるんじゃないかなど。できましたら、結果、時間はかかると思いますが、早くその安全宣言ができるような、そういうシステムを市のほうからも私はお願いを調査関係機関のほうに、早く要望を出していただきたいと思っておりますので、よろしく願いしておきたいと思えます。

○議長（堀江 政武君） ほかにありませんか。

質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本件は、配付しております議案審査付託表のとおり各常任委員会に付託します。

昼食休憩とします。再開は1時15分からとします。

午後0時14分休憩

午後1時15分再開

○議長（堀江 政武君） 再開します。

日程第21. 議案第83号

日程第22. 議案第84号

日程第23. 議案第85号

日程第24. 議案第86号

日程第25. 議案第87号

日程第26. 議案第88号

日程第27. 議案第89号

日程第28. 議案第90号

○議長（堀江 政武君） 日程第21、議案第83号、平成28年度対馬市診療所特別会計補正予算（第3号）から、日程第28、議案第90号、平成28年度対馬市水道事業会計補正予算（第4号）までの8件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。健康づくり推進部長、福井順一君。

○健康づくり推進部長（福井 順一君） ただいま一括議題となりました議案のうち、議案第83号、平成28年度対馬市診療所特別会計補正予算（第3号）について御説明いたします。

今回の補正は、長崎県内の地域医療ネットワークシステムであるあじさいネットに加入するための整備と、仁田診療所屋根改修工事が主なものであります。

1ページをお願いいたします。

平成28年度対馬市診療所特別会計補正予算（第3号）は次に定めるところによることを規定

し、第1条第1項、歳入歳出予算の補正は歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ865万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億9,992万6,000円とするものであります。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、2ページから3ページにかけての「第1表歳入歳出予算補正」によるものです。

次に、歳入歳出補正予算の内容について御説明いたします。

6ページ、7ページをお願いいたします。

まず、歳入であります。4款繰入金は一般会計から865万2,000円を追加しております。

次に、歳出について御説明いたします。

1款総務費1項施設管理費1目一般管理費は835万円を追加しております。1節報酬から4節共済費は、いづはら診療所の嘱託職員雇用及び人事異動に伴う補正をしたものであります。11節需用費172万6,000円の主なものは修繕料の121万8,000円で、峰歯科診療所浄化槽、三根診療所の消防設備などの修繕を予定しております。12節役務費69万5,000円のうち、汲取料56万円は、佐須奈診療所の異臭確認のために行うものでございます。

先ほど本補正の主な理由として上げました長崎県地域医療ネットワークに係る整備予算といたしまして、12節役務費の手数料、初期設定手数料でございますが9万円、14節使用料及び賃借料のパソコン使用料5万円、あじさいネット使用料5万7,000円、19節負担金、補助及び交付金に15万円を計上させていただいております。これにより患者様の同意のもと、企業団病院での診療状況を、いづはら、豊玉、仁田の各直営診療所の医師が閲覧できることになり、診察や病院退院後のフォローがしやすくするものでございます。

また、仁田診療所屋根改修工事に伴う補正予算といたしましては、13節委託料に測量調査、設計監理等委託料50万円、15節工事請負費に677万9,000円を計上しております。13節委託料の消防設備点検委託料45万3,000円、空調設備保安保守管理委託料166万3,000円、14節使用料及び賃借料の医師住宅借上料168万円は、いずれもいづはら診療所に伴う予算で今回不要と判断いたしましたので減額をしております。18節備品購入費は鴨居瀬診療所の遮光カーテン3万円、いづはら、豊玉診療所の放射線被ばく線量を確認する機器の購入として58万4,000円を追加しております。

2款1項医業費1目医業用機械器具費は、11節需用費は高圧蒸気滅菌器修理代12万2,000円、14節使用料及び賃借料はいづはら診療所医療酸素濃縮装置借上料9万9,000円、18節備品購入費は仁田診療所の内視鏡用回転クリップ装置8万1,000円をそれぞれ追加し

ております。

以上で、議案第83号、対馬市診療所特別会計補正予算（第3号）の説明を終わります。

続きまして、議案第87号、平成28年度対馬市介護保険地域支援事業特別会計補正予算（第1号）について、提案理由とその内容を御説明申し上げます。

議案書は第87号をお願いいたします。

今回の補正は、人事異動に伴う人件費及び介護保険地域支援事業基金への積立金の追加が主なものであります。

1ページをお願いいたします。

平成28年度対馬市介護保険地域支援事業特別会計補正予算（第1号）は次に定めるところによることを規定し、第1条第1項で歳入歳出予算の補正は歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ374万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億3,998万円とするものであります。

第2項で、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、2ページから3ページにかけての「第1表歳入歳出予算補正」によるとするものであります。

次に、補正予算の内容について御説明申し上げます。

6ページ、7ページをお願いいたします。

まず、歳入でございますが、3款繰越金は前年度からの繰り越し分といたしまして374万1,000円を追加しております。

次に、歳出について御説明いたします。

8ページ、9ページをお願いいたします。

1款地域支援事業費1項地域支援事業運営費1目地域支援事業運営管理等諸費は224万1,000円を追加しております。2節給料から4節共済費までは人事異動等に伴う補正であります。11節需用費、印刷製本費20万9,000円及び12節役務費、手数料4万7,000円は、平成29年度から介護保険地域支援事業の総合事業を市民の皆様に御理解いただくためパンフレットを作成し、各世帯に配布しようとするものでございます。19節負担金、補助及び交付金は、社会福祉協議会から派遣いただいております職員給与の負担金の追加83万9,000円であります。2項介護予防事業費86万4,000円を減額しております。1目介護予防二次予防事業費は、本年度の実績により140万7,000円を減額しております。2目介護予防一次予防事業費は、7節賃金と8節報償費は予算の組み替えであります。13節委託料は地域包括ケアの一環といたしまして、ケーブルテレビを利用してやまねこ体操を収録し、御自宅で日ごろから体を動かすためのサポートを進めようとするもので、54万3,000円を計上しております。

3項包括的支援事業・任意事業費は、介護用品支給分として26万7,000円を追加しております。

10ページ、11ページをお願いいたします。

3款基金積立金は、介護保険地域支援事業基金といたしまして209万7,000円を追加しております。

以上で、健康づくり推進部が所管いたします議案第83号、対馬市診療所特別会計補正予算（第3号）及び議案第87号、対馬市介護保険地域支援事業特別会計補正予算（第1号）の提案理由の説明を終わります。

また、各特別会計補正予算書の最終ページには補正予算給与費明細書を添付しておりますので、後ほどごらんいただければと思っております。御審議の上、御承認くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（堀江 政武君） 福祉保険部長、仁位孝良君。

○福祉保険部長（仁位 孝良君） ただいま一括上程となりました議案のうち、議案第84号から議案第86号までの3件につきましては福祉保険部所管でございますので、その提案理由と内容を続けて御説明いたします。

まず、議案第84号、平成28年度対馬市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）につきまして御説明申し上げます。

今回の補正は、保険給付費の増額や後期高齢者支援金及び介護納付金の決定に伴う調整が主なものでございます。

補正予算書1ページをお願いいたします。

平成28年度対馬市の国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は次に定めるところによることを規定し、歳入歳出予算の補正は第1条第1項で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億7,025万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ63億8,088万7,000円とするものであります。

第2項で、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、2ページ及び3ページの「第1表歳入歳出予算補正」によるものとするものであります。

歳入でございますが、6ページから9ページを説明いたします。

第1款国民健康保険税は、これからの収入額を見込み、一般被保険者、退職被保険者等あわせて8,616万5,000円を減額しております。

第3款国庫支出金及び第6款県支出金は、医療費の伸びを見込み、3款1項の国庫負担金は2億3,803万8,000円、2項国庫補助金では7,658万5,000円を、また第6款2項

の県補助金では1億244万3,000円の追加でございます。

少し戻りますが、第4款と第5款のそれぞれの交付金は交付決定による減額補正であります。

第10款繰入金では、医療費の伸びに対処するため、2項1目財政調整基金より2億8,908万7,000円を繰り入れることとしております。

次に、歳出についてその主なものを説明いたします。

10ページをお願いします。

第2款保険給付費の1項療養諸費及び2項の高額療養費は大きく増額しております。これは議員皆様も耳にされているかとは思いますが、最近C型肝炎や一部のがんにおいて適用が拡大してあります新薬、いわゆる高額薬剤の影響によるものが大きな要因であります。

10ページの第3款後期高齢者支援金等から12ページの第6款介護納付金までは、支援金、納付金の額の決定による減額補正であります。

以上が、国民健康保険特別会計補正予算の説明です。

続きまして、議案第85号、平成28年度対馬市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきまして、提案理由とその内容を御説明申し上げます。

今回の補正は、人件費の減額と後期高齢者医療広域連合納付金の増額でございます。

補正予算1ページをお願いいたします。

平成28年度対馬市の後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は次に定めるところによることを規定し、歳入歳出予算の補正は第1条第1項で、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ924万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億5,556万2,000円とするものであります。

歳入でございますが、6ページをお願いいたします。

第5款繰入金は、事務費繰入金で1,244万6,000円の減額であります。

それから、第6款繰越金は、前年度からの繰越金で368万6,000円の追加、また7款諸収入では、雑入を48万7,000円減額しています。

次に、歳出について説明いたします。

8ページをお願いいたします。

1款1項1目一般管理費は、人件費の減額でございます。

2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金は、広域連合への保険料納付金の追加27万3,000円でございます。

次に、議案第86号、平成28年度対馬市介護保険特別会計補正予算（第2号）につきまして、提案理由とその内容を御説明申し上げます。

今回の補正の主な内容は、基金積立金及び前年度の保険給付費等の確定に伴う精算による負担

金返還金の追加でございます。

補正予算書1ページをお願いいたします。

平成28年度対馬市の介護保険特別会計補正予算(第2号)は次に定めるところによることを規定し、歳入歳出予算の補正は第1条第1項で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,076万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ38億1,410万円とするものであります。

歳入を説明いたします。

6ページをお開きください。

第4款支払基金交付金は、前年度の保険給付費等の確定に伴う追加交付として75万円の増額であります。

第7款繰入金は、1項1目一般会計繰入金で人件費の見込みや前年度の給付費等の確定に伴う精算による返還金として3つの節、あわせて1,780万6,000円の減額補正です。

また、第8款繰越金では、前年度の剰余金5,782万1,000円を繰越金として受け入れられます。

次に、歳出についてその主なものを説明いたします。

8ページをお願いいたします。

1款1項1目一般管理費は、職員の異動等に伴う人件費の調整減でございます。

第2款保険給付費は、財源内訳の変更です。

第4款基金積立金は、剰余金等の一部を介護給付費準備基金へ積み立てる追加補正でございます。

最後に、6款1項2目の償還金は、介護給付費精算による返還金として国費及び県費あわせて3,314万8,000円の追加計上でございます。

以上、議案第84号から議案第86号までの補正予算の内容について御説明させていただきました。御審議の上、御承認いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長(堀江 政武君) 中対馬振興部長、平山祝詞君。

○中対馬振興部長(平山 祝詞君) ただいま一括として議題となりました議案第88号、平成28年度対馬市旅客定期航路事業特別会計補正予算(第2号)について御説明を申し上げます。

今回の補正は、主に普通財産売払収入に伴う財政調整基金積立金の追加及び職員の人件費等の追加による補正でございます。

1ページをお願いいたします。

平成28年度対馬市旅客定期航路事業特別会計補正予算は次に定めるところによることを規定し、歳入歳出予算の補正は第1条第1項で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ388万

2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,810万6,000円とするものでございます。

第2項で、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、2ページ及び3ページの「第1表歳入歳出予算補正」によるものとするものでございます。

6ページ及び7ページをお願いいたします。

まず、歳入でございますが、4款繰入金1項他会計繰入金の26万4,000円は、一般会計からの繰入金の追加でございます。

5款財産収入2項財産売払収入の361万8,000円は、市営渡海船の売払収入でございます。

次に、歳出でございますが、8ページ及び9ページをお願いいたします。

1款総務費1項総務管理費の385万8,000円は、一般職員の共済費の減並びに一般職給料、職員手当等共済費、臨時船員賃金及び積立金の増によるものでございます。

2款施設費1項施設費2万4,000円は、役務費の増によるものでございます。

10ページからは給与費明細書を添付いたしておりますので、御参照方お願いをいたします。

以上、簡単ではございますが説明を終わります。よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（堀江 政武君） 水道局長、増田敬一君。

○水道局長（増田 敬一君） 一括して議題となりました議題のうち、議案第89号、議案第90号の2件は水道局所管の議案でございますので、続けて御説明申し上げます。

まず、議案第89号、平成28年度対馬市簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）について御説明いたします。

今回の補正は、メーター器の取りかえによる水道管理費の増額と、国庫補助金減額による水道建設費の減額が主な理由でございます。

別冊の予算書1ページをお願いいたします。

平成28年度対馬市の簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）は次に定めるところによることを規定し、歳入歳出予算の補正は第1条第1項で、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,578万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億3,170万8,000円とするものであります。

第2項で、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、2ページ及び3ページの「第1表歳入歳出予算補正」によるとし、第2条で地方債の変更は4ページ、5ページの「第3表地方債補正」によるものとするものであります。

それでは、補正の内容について歳入から御説明いたします。

8ページ、9ページをお願いいたします。

3款1項1目簡易水道事業補助金3,080万円の減額は、簡易水道事業国庫補助金の減、6款1項1目一般会計繰入金1,181万7,000円の減額は、建設費の減が主な理由であります。2項1目簡易水道基金繰入金2,303万1,000円の増額は、水道管理費の増に伴い、基金繰入金を追加するものであります。

9款1項1目簡易水道事業債1,620万円の減額は、水道建設費の減が主な理由であります。続きまして、歳出でございますが、10ページ、11ページをお願いします。

1款1項水道管理費1目一般管理費64万3,000円の減額は、2節給料から4節共済費までの人件費の減額と、27節公課費の消費税納付金追加による増額が主なものであります。2目施設管理費2,420万2,000円の増額補正は、漏水修理及び水道メーター器取りかえによる11節修繕料の追加と、水道メーター器購入費等による16節原材料費の追加によるものであります。2項水道建設費1目水道建設費6,160万円の減額は、簡易水道整備工事の減額によるものであります。3項災害復旧事業費1目災害復旧事業費225万5,000円の増額は、峰浄水場災害復旧工事の追加によるものでございます。

続きまして、議案第90号、平成28年度対馬市水道事業会計補正予算（第4号）について御説明申し上げます。

今回の補正内容は、水道メーター取りかえ事業及び建設費の追加による増額が主なものであります。

別冊の予算書1ページをお願いいたします。

第1条、平成28年度対馬市水道事業会計補正予算（第4号）は次のとおり定めるものであります。

第2条平成28年度対馬市水道事業会計予算、第3条に定めた収益的支出の予定額を、第1款水道事業費用を1,032万5,000円増額補正し、3億3,577万5,000円とするものであります。

第3条予算、第4条本文括弧書き資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億1,174万6,000円は、当年度分消費税資本的収支調整額1,929万7,000円、過年度分損益勘定留保資金9,244万9,000円で補填するものとするに改め、資本的収入の予定額を、第1款資本的収入を3,180万円増額し、1億4,200万2,000円とし、資本的支出の予定額を、第1款資本的支出を3,180万円増額し、2億5,374万8,000円とするものであります。

第4条予算、第5条中起債の限度額2,260万円を3,090万円に改め、第5条予算、第

8条中職員給与費7,511万円を7,847万5,000円に改めるものでございます。

予算書6ページ、7ページに補正予算給与費明細書を記載しております。

第6条予算、第9条中建設改良費に対する負担金2,410万円を3,170万円に改めるものであります。

それでは、補正の内容について御説明いたします。

8ページ、9ページをお願いします。

収益的支出でございますが、1款水道事業費用1項営業費用1目配水及び給水費962万7,000円の増額補正は、1節給料及び2節職員手当は職員人件費の増額、19節修繕費及び24節材料費は水道メーター器取りかえ事業の追加によるものであります。2目総係費69万8,000円の増額補正は、職員人件費の増であります。

10ページ、11ページをお願いいたします。

資本的収入の1款資本的収入3,180万円の増額及び資本的支出の1款資本的支出3,180万円の増額は、全て佐須簡易水道基幹改良事業に伴う増額であります。

以上で、議案第89号、議案第90号の概要についての説明を終わります。よろしく御審議の上、御決定いただきますようお願い申し上げます。

○議長（堀江 政武君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

まず、健康づくり推進部関係、議案第83号及び議案第87号について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 次に、福祉保険部関係、議案第84号から第86号までの3件について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 次に、議案第88号について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 次に、水道局関係、議案第89号及び第90号の2件について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま一括議題としております8件は委員会への付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 異議なしと認めます。

8件は委員会への付託を省略することに決定しました。

これから各案ごとに討論、採決を行います。

議案第83号、平成28年度対馬市診療所特別会計補正予算（第3号）について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 討論なしと認め、採決します。

本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 異議なしと認めます。

本件は原案のとおり可決されました。

議案第84号、平成28年度対馬市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 討論なしと認め、採決します。

本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 異議なしと認めます。

本件は原案のとおり可決されました。

議案第85号、平成28年度対馬市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 討論なしと認め、採決します。

本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 異議なしと認めます。

本件は原案のとおり可決されました。

議案第86号、平成28年度対馬市介護保険特別会計補正予算（第2号）について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 討論なしと認め、採決します。

本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 異議なしと認めます。

本件は原案のとおり可決されました。

議案第87号、平成28年度対馬市介護保険地域支援事業特別会計補正予算（第1号）について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 討論なしと認め、採決します。

本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 異議なしと認めます。

本件は原案のとおり可決されました。

議案第88号、平成28年度対馬市旅客定期航路事業特別会計補正予算（第2号）について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 討論なしと認め、採決します。

本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 異議なしと認めます。

本件は原案のとおり可決されました。

議案第89号、平成28年度対馬市簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 討論なしと認め、採決します。

本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 異議なしと認めます。

本件は原案のとおり可決されました。

議案第90号、平成28年度対馬市水道事業会計補正予算（第4号）について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 討論なしと認め、採決します。

本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 異議なしと認めます。

本件は原案のとおり可決されました。

日程第29. 議案第91号

日程第30. 議案第92号

日程第31. 議案第93号

日程第32. 議案第94号

日程第33. 議案第95号

日程第34. 議案第96号

日程第35. 議案第97号

○議長（堀江 政武君） 日程第29、議案第91号、対馬市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例から、日程第35、議案第97号、対馬市水道条例の一部を改正する条例までの7件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。総務部長、豊田充君。

○総務部長（豊田 充君） ただいま一括議題となりました議案第91号から議案第93号は総務部所管の議案ですので、提案理由とその内容について御説明申し上げます。

議案第91号、対馬市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、議案集は7ページ、新旧対照表は1ページから2ページです。

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律及び公職選挙法の一部を改正する法律が平成28年4月11日に公布され、投票日当日、既存の投票区の投票所とは別に市町村の区域内のいずれの投票区に属する選挙人も投票できる共通投票所制度の創設に伴い、共通投票所の投票管理者及び投票立会人を別表に加えるなど、所要の改正を行うものでございます。

なお、附則でこの条例の施行日を平成29年1月1日からと定めております。

続きまして、議案第92号、対馬市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について、議案書は9ページから、新旧対照表は3ページからとなっております。

人事院における平成28年度の民間企業との賃金格差の調査の結果、月例給及びボーナスがともに民間が公務を上回るとの結果から、月例給においては民間給与との較差0.17%及びボーナスについては0.1月分の引き上げの勧告がなされました。

また、今回の勧告では配偶者に係る扶養手当についても、民間及び公務における扶養手当をめぐり状況の変化等を踏まえ、現行1万3,000円とされている手当額を他の扶養親族に係る手当額と同様6,500円まで減額し、一方で子に係る扶養手当については、我が国全体として少子化対策が推進されていることを考慮し、手当額を現行の6,500円から1万円に引き上げる

との勧告が行われています。これを受け、政府は人事院勧告どおりの改定を実施することを閣議決定し、国会にて関係給与法案が11月15日に可決成立し、24日に公布されたところでございます。

本市におきましても、今回の人事院勧告に鑑み、一般職等の給与について所要の改正を行うものです。

改正の内容について御説明申し上げます。

第1条及び第2条は対馬市職員の給与に関する条例の一部の改正、第3条及び第4条は対馬市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正、第5条から第10条は市長等特別職の期末手当の支給月数の改正です。

第1条は、12月に支給する勤勉手当の支給月数0.8月を0.1月追加し0.9月へ、同じく再任用職員の勤勉手当については0.375月を0.425月へ改正するものです。

また、別表第1から別表第4の給料表は国の給料表に準じ改正するものです。

第2条につきましては、扶養親族に対する手当額の改正であります。配偶者に対する手当額を1万3,000円から6,500円に減額し、子に対する手当額を6,500円から1万円へ引き上げる改正であります。

また、平成29年6月以降に支給する勤勉手当の支給月数を6月の0.80月並びに12月の0.90月をそれぞれ0.85月に改めるものであり、再任用職員に当たっては6月の0.375月並びに12月の0.425月をそれぞれ0.4月に改正するものです。

第3条は、一般職の任期付職員の給与月額を一般職に準じ表のように改め、また12月の期末手当の支給月数1.575月を0.1月追加し、1.675月とするものです。

第4条につきましては、平成29年6月以降に支給する期末手当の支給月数を改正するもので、6月、12月ともに支給月数を1.625月に改めるものです。

第5条及び第6条は市長及び副市長、第7条及び第8条は教育長、第9条及び第10条は議会議員について、それぞれ平成28年12月に支給する期末手当の支給月数を1.65月から1.75月に引き上げ、0.1月分を追加支給できるよう定めたものです。

また、平成29年6月以降については、6月を1.5月から1.55月に、12月は1.75月から1.7月に改正するものであります。

なお、附則におきまして条例の施行日及び適用日を定めており、附則第3条において平成30年3月31日までの間における扶養手当に関する特例として、配偶者に係る手当額については1万円、子に係る手当額については8,000円と経過措置を定めています。

以上、議案第92号の説明を終わります。

続きまして、議案第93号、対馬市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正

する条例について、提案理由とその内容について御説明申し上げます。

議案集は35ページ、新旧対照表は16ページからです。

今年度の人事院勧告において介護休暇の分割、介護時間の新設及び育児休業等の子の範囲の拡大の見直しが行われたことに伴い、対馬市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正しようとするものであります。

第13条休暇の種類に介護時間を加え、第17条介護休暇では要介護者の介護をするため職員の申し出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに3回を超えず、かつ通算して6月を超えない範囲内で指定する期間内において勤務しないことが相当であると認められる場合に改め、また第19条の次に介護時間を加えようとするもので、職員が要介護者の介護をするため勤務しないことが相当であると認められる場合、連続する3年の期間内において1日につき2時間を超えない範囲内で必要と認められる時間とし、その勤務しない1時間につき給与額を減額することについて所要の改正を行おうとするものです。

また、附則では条例の施行日を一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律及び一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律の施行日にあわせ、平成29年1月1日と定めています。

以上、3件の議案の提案理由の説明を終わります。よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いいたします。

○議長（堀江 政武君） 市民生活部長、根メ英夫君。

○市民生活部長（根メ 英夫君） 一括議題となりました議案のうち、市民生活部所管の議案第94号及び議案第95号につきまして、提案理由とその内容を御説明申し上げます。

まず、議案第94号、対馬市税条例等の一部を改正する条例でございますが、議案書は37ページから43ページ、新旧対照表は19ページから29ページを御参照願います。

今回の改正の主な内容でございますが、4項目ございます。

まず、離島振興法の規定等により課税免除となる固定資産税の申請期限を地方税法の規定にあわせ、納期前7日から毎年1月31日に改正するものでございます。

次に、外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律の一部改正を含む所得税法等の一部を改正する法律等が交付されたことに伴う改正でございます。特例適用利子等、または特例適用配当等を有するものに対し、当該特例適用利子等の額、または特例適用配当等の額に係る所得を分離課税するものでございます。

次に、法人住民税につきましては、消費税率引き上げ時期の変更に伴い、法人税割、税率改正時期を平成29年4月1日から平成31年10月1日に延期することの改正でございます。

軽自動車税につきましても、消費税率の引き上げの時期の変更に伴い、環境性能割の導入時期

を平成29年4月1日から平成31年10月1日まで延期をすることの改正でございます。

なお、今回の改正ではあわせて附則についても所要の改正を行っております。

続きまして、議案第95号、対馬市国民健康保険税条例の一部を改正する条例でございますが、議案書は45ページから47ページ、新旧対照表は30ページから33ページを御参照願います。

今回の改正の主な内容でございますが、対馬市税条例等の一部改正をする条例と同様に、外国人等の国際運輸業に関する所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律の一部改正を含む所得税法等の一部を改正する法律等が交付されたことに伴う改正で、市民税で分離課税される特例適用利子等の額、または特例適用配当等の額を国民健康保険税の所得税割の算定及び軽減判定に用いる総所得金額に含めるものでございます。

なお、今回の改正ではあわせて附則についても所要の改正を行っております。

以上で、議案第94号及び議案第95号について、提案理由とその内容の説明を終わります。

御審議の上、御決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（堀江 政武君） 福祉保険部長、仁位孝良君。

○福祉保険部長（仁位 孝良君） ただいま一括上程となりました議案のうち、議案第96号、対馬市地域子育て支援センター条例の一部を改正する条例の提案理由について御説明を申し上げます。

議案書は49ページでございます。新旧対照表は34ページを御参照願います。

本条例は、子育て家庭に対する情報提供や相談指導並びに子育てサークル等の育成支援を実施するとともに、地域全体で子育てを支援する基盤形成を図ることを目的としております。

国の認定こども園の学級の編成、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例等では、認定こども園で地域子育て支援事業を実施することと定められております。この後、議案第99号で提案し、御審議いただきます対馬市立比田勝こども園に上対馬地域の子育て支援センターを設置するため、今回上程するものであります。

本条例の第2条において、名称に対馬市上対馬地域子育て支援センターを、位置として対馬市上対馬町比田勝170番地を新たに加えようとするものであります。

また、第8条で事業を委託できる先として、現行では社会福祉法人等としていましたものを社会福祉法人又はNPO法人に改正しようとするものであります。

なお、附則で施行日を比田勝こども園の開園予定日であります平成29年4月1日からとしております。

以上で、提案理由の説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（堀江 政武君） 水道局長、増田敬一君。

○水道局長（増田 敬一君） 一括して議題となりました議題のうち、議案第97号、対馬市水道

条例の一部を改正する条例について、提案理由と内容について御説明申し上げます。

平成29年4月からの対馬市簡易水道事業特別会計と対馬市水道事業会計を経営統合するに当たり、地方公営企業体として将来の健全運営を確保し、安心安全な水道水を提供できるよう水道料金を改定しようとするものであります。

改正の主な点は、現在、水道事業会計と簡易水道特別会計の2つの水道料金を統一し、口径別料金を導入しようとするものでございます。

それでは、改正内容について御説明いたします。

議案集の51ページをお願いいたします。参考資料は新旧対照表の35ページ、36ページに記載しております。

議案第97号、対馬市水道条例の一部を改正する条例、対馬市水道条例の一部を改正し、第3条中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号を第5号とし、第7号を第6号とし、第24条第1項の表を口径別料金を導入した料金体系に改めようとするものでございます。

附則で、条例の施行日を平成29年4月1日と定め、改正後の料金は平成29年5月分から適用することとし、平成29年3月31日までの使用に係る料金は統合前の料金とすることなどを定めております。

以上、簡単でございますが、議案第97号の説明を終わります。御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（堀江 政武君） 暫時休憩します。再開は2時30分からとします。

午後2時14分休憩

午後2時29分再開

○議長（堀江 政武君） 再開します。

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

まず、議案第91号から議案第93号について質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 次に、議案第94号及び議案第95号について質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 次に、議案第96号について質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 次に、議案第97号について質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま一括議題としております7件のうち、議案第96号及び議案第97号を除く5件は、委員会への付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 異議なしと認めます。したがって、議案第96号及び議案第97号を除く5件は、委員会への付託を省略することに決定しました。

これから5件について各案ごとに討論、採決を行います。

議案第91号、対馬市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 討論なしと認め、採決します。本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 異議なしと認めます。本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第92号、対馬市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 討論なしと認め、採決します。本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 異議なしと認めます。本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第93号、対馬市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 討論なしと認め、採決します。本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 異議なしと認めます。本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第94号、対馬市税条例等の一部を改正する条例について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 討論なしと認め、採決します。本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 異議なしと認めます。本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第95号、対馬市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 討論なしと認め、採決します。本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 異議なしと認めます。本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第96号、対馬市地域子育て支援センター条例の一部を改正する条例及び議案第97号、対馬市水道条例の一部を改正する条例は、配付しております議案審査付託表のとおり所管の常任委員会に付託します。

日程第36. 議案第98号

日程第37. 議案第99号

○議長（堀江 政武君） 日程第36、議案第98号、対馬市猪鹿加工処理施設条例及び日程第37、議案第99号、対馬市立幼稚園型認定こども園条例の2件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。農林水産部長、西村圭司君。

○農林水産部長（西村 圭司君） ただいま一括議題となりました議案第98号、対馬市猪鹿加工処理施設条例について、その提案理由と内容について御説明いたします。

議案書の53ページから55ページをお願いします。

本条例は、農作物、林産物に有害なイノシシ、鹿の被害対策におきまして、解体処理施設として利用しております美津島町加志525番地2の施設を有効に活用するため、捕獲されましたイノシシ、鹿を対馬の資源として民間活力により積極的に活用していただくため、新たに条例を制定しようとするものでございます。

その内容につきましては、第1条で設置と目的、第2条で名称及び位置、第3条で利用の範囲、第4条で業務の内容、第5条で管理の代行等について、第6条から第8条で使用時間、休業日及び使用の許可について、第9条から第11条では使用料と使用制限について、第12条で損害賠償について定めております。なお、附則で施行期日を交付の日からとしております。

以上、簡単でございますが、提案理由の説明とさせていただきます。御審議の上、御決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（堀江 政武君） 教育部長、須川善美君。

○教育部長（須川 善美君） ただいま一括議題となりました議案第99号、対馬市立幼稚園型認

定こども園条例につきまして、その提案理由と内容を御説明申し上げます。

議案書は57ページ、58ページでございます。

対馬市立比田勝幼稚園と対馬市立泉保育所及び対馬市立比田勝保育所を統合し、平成29年4月1日より幼稚園型認定こども園として、対馬市立比田勝こども園を開園するに当たり、新たな施設条例の制定を行うものでございます。また、幼稚園型認定こども園条例の制定に伴い、対馬市学校教育施設条例の一部改正と対馬市保育所条例の一部改正をあわせて行うものでございます。

第1条では、設置の目的といたしまして、就学前の子供に関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づき、小学校就学前の子供に対する教育及び保育を一体的に提供するとともに、保護者に対する子育て支援を行うため、対馬市立幼稚園型認定こども園を設置すると定めております。第2条では、認定こども園の名称を対馬市立比田勝こども園とし、位置を対馬市上対馬町比田勝170番地と定めております。第3条では、認定こども園に園長、その他の職員を置くと定め、第4条では、こども園で行います事業について定めております。第5条の委任では、この条例で定めるもののほか、認定こども園に関し必要な事項は規則で定めるとしております。なお、附則第1項で施行期日を平成29年4月1日といたしております。

また、比田勝幼稚園と泉保育所及び比田勝保育所を統合し、認定こども園条例を制定いたしますことから、附則第2項では対馬市学校教育施設条例の一部を改正する条例といたしまして、別表第1の幼稚園の表、対馬市立比田勝幼稚園の項を削り、附則第3項では対馬市保育所条例の一部を改正する条例といたしまして、第2条の表、泉保育所及び比田勝保育所の項を削る改正を行うものでございます。

ただいま申し上げました附則第2項及び第3項の条例の一部を改正する条例につきましては、参考として配付しております新旧対照表の37ページ、38ページに記載いたしておりますので、御参照いただければと思います。

以上で、簡単ではございますけれども、提案理由の説明を終わらせていただきます。御審議の上、御決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（堀江 政武君） 説明が終わりました。

これから議案ごとに質疑を行います。

議案第98号、対馬市猪鹿加工処理施設条例について質疑はありませんか。15番、大浦孝司君。

○議員（15番 大浦 孝司君） 私は産建の構成の中に入って、あす審議があるわけですが、その詳細はそこで十分聞かれると思います。その前に、ちょっとお尋ね、ただしたいことがございます。

指定管理をするという方向で、28年度当初予算でこのことを予算と条例を制定案を出したにも関わらず、否決というふうなことで現在直営でこれをやっている、こういうふう聞いております。市の直営ですね。これを再度29年度に、この問題を指定管理に持っていかうとすることで提案がっております。

この施設の業務についてはっきり申し上げまして、指定管理者は解体処理とその加工品、もしくは食肉の販売を行う、ここまで私をはっきりしていいと思います。その次に、体験型の要はいろんな方がそれを1時間3,000円で解体処理を受けますよと、そういうふうなシステムをつくっておられますね。これにかかわる市は生産に係る人件費、あるいは維持管理費、これを当初300万円強の指定管理委託料を計上してきたわけです。それに民間ペースでなぜ公金を充当するかというふうなことで否決されておるんですよ。今回の条例が先に出ました。予算はもしあるならば3月の当初予算に来るでしょう。これをどのように説明するのか、もしも予算が成立しない、条例は12月に通った、こういうことがもしあった場合、それでもことをやろうとするのか、その辺を部長でも市長でも結構ですが、はっきりした答弁をお願いいたします。

大事な私は問題だと思います。

○議長（堀江 政武君） 農林水産部長、西村圭司君。

○農林水産部長（西村 圭司君） 当初去年の3月議会でお願ひしてた折には、解体代行が民業圧迫に当たるという御指摘、意見もあったために、今回は施設での解体処理や食肉製造に関する作業を体験することから、被害対策にかかわるきっかけになる仕組みとして、今回新たに考えさせてもらって提案をさせてもらったところでございます。

それと、指定管理料につきましては、現在市で管理運営を行っておりますが、収支については確かに支出のほうが多ございます。本来指定管理が無料というのは好ましいとは思っております。しかし、現在の施設の規模を勘案すると、なかなか無料にするのは難しいと考えております。

そのような中で、やはり民間の活力をより少しでも幅が少なくなることができないかということで、現在考えているところでございまして、今後この条例案の承認がいただければ、指定管理者の公募をすることとなりますが、その応募者の収支計画を見ながら選定委員会の中で、その指定管理料については検討していきたいと考えております。

○議長（堀江 政武君） 15番、大浦孝司君。

○議員（15番 大浦 孝司君） あした委員会がございまして、それ以上くどくどと細かいことは申しませんが、1回で終わりたいと思いますが、ちょっと勘違いされておられる。代行の解体の手数料、1キロ当たり3,000円ぐらい取るというような案でございましたが、はっきり言ひまして、成り立たないことをやってるんですよ。全く相場もでたらめで根拠も成り立たんようなことを平気で組んでくるから、これが基本的におかしいですよと。

そして、もう一つは、民間が経営するとなった場合、公費を1年間に300万ですよ、超えて。それを5年間、指定管理やった場合。こういうことがおかしいんじゃないか、はたや民間は自力でやるしなですよというふうなことで、そういう指摘を受けたんですよ。ちょっと勘違いされておりますがね。そこらあたりに照らせて、今回どのような腹をくくってくるかというようなことで見とったんですけども、その次は、あした話します。

そこらが大きな指摘でございまして、スタートラインをそんなに変わった状態はないとこのように私は思います。

議長、質問はこれで終わります。回答は要りません。

○議長（堀江 政武君） 脇本さん、いいですか。（「いいです」と呼ぶ者あり）ほかに。8番、小田昭人君。

○議員（8番 小田 昭人君） この条例案につきましては、28年の3月3日に同じような条例が提出をされております。簡単に申し上げますと、別表第2で枝肉にした場合、1キログラム当たり1,080円を手数料としていただきますよと。そして骨のない部分肉につきましては1キログラム1,830円を手数料としていただきますということで、最終的には議会で否決になり廃案となっております。

今回の条例につきましては、今、大浦議員が言われましたように、解体処理体験——体験ということですから恐らく素人の方だと想像をいたしております。

この時間につきまして、質問をいたしますけど、イノシシをつるして、そして皮を剥いで内臓を出して骨を取ってブロックにする。それが終わったときの1時間当たりの時間でよろしいでしょうか。それから1体をつるしてから処理するまで何時間見てあるか。また年間の体験目標人数がわかっておれば、この3点についてお知らせ願います。

以上です。

○議長（堀江 政武君） 農林水産部長、西村圭司君。

○農林水産部長（西村 圭司君） 解体を最初から最後までしようと思えば、おおよそ1日6時間ぐらいはかかると考えております。

ただ、この解体体験の学習については、その部位ごとの体験を考えておきまして、例えば1時間でできる話があります、3時間程度でできる話もあると思います。だから1時間幾らということで1時間3,000円、解体体験が。食肉製品製造が1時間2,000円ということで、これが2時間かかれば倍になりますし、そういうことで計画しております。

それと、その体験については、大体1回4名程度で月に2回、それと月に2回程度の体験を考えております。年間にすると解体の体験で96名ぐらい、加工品製造体験で96名ぐらいの人間を予定をしております。

以上です。

○議長（堀江 政武君） 市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝尚喜君） 今回の加工施設の条例につきましては、今現在、国境離島新法の中でも滞在型観光の促進ということで、体験型の観光が強く求められているところでございます。このような観点から対馬でもイノシシ、鹿の解体を体験されて、そしてまたおいしく食べていただくと、このことを広く発信していくためにも必要な施設であり、また条例であるというようなことで、今回このようなことで上程させていただいておりますので、どうかよろしく願いいたします。

○議長（堀江 政武君） 8番、小田昭人君。

○議員（8番 小田 昭人君） 目的についてはわかりましたけど、今、民間が既に立ち上げてやっておるわけですよ。ここと競合することなくタイアップすれば、さらなる期待が持てると思います。加志の辺地と言ったら言葉が悪いですけど、若干道も悪いし、また処理施設も1体か2体ぐらいで、今、民間がやっておるのは6体、7体やられますので、大字雑知にも場所がありますので、よりスムーズな運営ができると思いますので、この民間と合体したスムーズな運営を期待して質問を終わります。

以上です。

○議長（堀江 政武君） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 次に、議案第99号、対馬市立幼稚園型認定こども園条例について質疑はありませんか。2番、小島徳重君。

○議員（2番 小島 徳重君） まず、条例案の中の第1条のところの保護者に対する子育て支援を行うということ、先ほども説明があったんですが、この子育て支援センターの組織なり、あるいは運営の概要等が、今のところわかっておれば御説明ください。

それから、もう1点は、第4条の（2）教育を行う標準的な時間の終了後に行う保育とございます。この場合の時間帯と、それから保育を行う、いわゆるスタッフですね。これは正職、こども園の職員で行うのか、それともまたそれ以外の、いわゆる臨時的な職員なり嘱託的な職員で行うのか、そのあたりのことを御説明願えたらと思います。

以上、2点です。

○議長（堀江 政武君） 教育部長、須川善美君。

○教育部長（須川 善美君） まず、第1点目の支援センターの運営につきましては、こども園が新しく4月1日から開園することに伴いまして、現在で4月1日から行う予定でおります。概要といたしましては、福祉部のほうが担当になりますけれども、そちらのほうから大丈夫でしょう

か。済みません。

2点目の第4条第2項の教育を行う標準的な時間の終了後に行う保育につきましては、1号認定園児であります幼稚園の部にかかります一時預かり事業を行う予定でございまして、1号認定の幼稚園の部の園児たちが、大体9時から14時までになります。それ以降につきましては、14時以降18時まで一時預かり事業を行う予定といたしております。

職員につきましては、一応、保育士が行うような形で考えております。

以上でございます。

○議長（堀江 政武君） 福祉保険部長、仁位孝良君。

○福祉保険部長（仁位 孝良君） それでは、支援センターの概要につきまして、お答えをさせていただきますが、比田勝こども園内に子育て支援センターとして、1室を設けまして、その機能を行うこととしております。上対馬保健センターで現在、子育てルームアップルさんという組織がしておりますが、そのまま拠点をこのセンターのほうに移して、こども園のほうに移して、そのまま継続して行うというふうにしております。

○議長（堀江 政武君） 2番、小島徳重君。

○議員（2番 小島 徳重君） 支援センターのほうについては、現在も行われている、いわゆるNPO法人さんで引き続きそういうことを想定をしてあるということですからわかりました。

それで、4条の2項の教育時間の終了後のことについては、保育士という今お答えがあったんですが、保育士の場合、それは私が尋ねた正職の方なのか、また違う職員を充てるのか、そのあたりは固まっているんですか。

○議長（堀江 政武君） 教育部長、須川善美君。

○教育部長（須川 善美君） 幼稚園の教諭につきましては、9時から14時っていう形で計画をさせていただきます。14時以降の残りの分に関しては、保育士を充てるようになりますけども、勤務時間等の関係もございまして、保育士また臨時保育士等の時間帯で考慮をしてみたいと思っております。

○議長（堀江 政武君） 2番、小島徳重君。

○議員（2番 小島 徳重君） 今のところ、時間的なことも先ほど少し具体的には聞けなかったんですが、やはり準備が結構いると思います。初めてこういう幼稚園型の中で行うわけですから、職員の対応というのも幼稚園の教諭の場合は、今までは時間外の保育の場合は当たってなかったと思うんですね。そのあたりの職員分担等も事前にきちっと計画的なことができるように準備を十分しておく必要があるんじゃないかなということで、一応要望をしておきます。

以上です。

○議長（堀江 政武君） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） それでは、質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

ただいま一括議題としております議案第98号及び議案第99号の2件は、配付しております議案審査付託表のとおり所管の常任委員会に付託します。

日程第38. 議案第100号

日程第39. 議案第101号

日程第40. 議案第102号

日程第41. 議案第103号

日程第42. 議案第104号

○議長（堀江 政武君） 日程第38、議案第100号、対馬市まちづくりコミュニティ支援交流館の指定管理者の指定についてから、日程第42、議案第104号、対馬市温泉施設の指定管理者の指定についてまでの5件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。総務部長、豊田充君。

○総務部長（豊田 充君） ただいま一括議題となりました議案第100号から議案第101号までの2件については、総務部所管ですので、提案理由とその内容を御説明申し上げます。

議案集は59ページです。

議案第100号、対馬市まちづくりコミュニティ支援交流館の指定管理者の指定について、本施設は、通称、半井桃水館として知られており、厳原町の中村地区に設置しています。

この施設の管理運営につきましては、平成24年4月1日から特定非営利活動法人対馬郷宿——以下、NPO法人対馬郷宿と呼ばさせていただきます——を指定管理者として管理運営してきました。平成29年3月31日をもって指定管理期間が満了となりますので、対馬市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例第5条第1項第4号の公募によらない候補者の選定等により、引き続きNPO法人対馬郷宿を指定管理者として指定いたしたく、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

指定管理者候補の選定につきましては、当NPO法人対馬郷宿が、まちづくりの推進等の活性化を目指し、さまざまな活動及び事業を行い、地域住民と行政の協働を通じた市民活動の定着に寄与することを目的とした団体であります。

また、対馬市まちづくりコミュニティ支援交流館においては、主たる運営管理業務はもとより、市民が企画したイベント等を開催するなど堅実な運営がなされており、対馬市指定管理者選定委員会により、選定方法及び審査基準に沿って公正に審査した結果、募集要項の選定基準を満たすと同時に、今後も当交流館を市民協働により運営することが期待できることから、引き続きNP

○法人対馬郷宿を指定管理者候補として選定いたしました。

管理委託料は、年間157万8,000円を予定し、指定管理期間は平成29年4月1日から平成34年3月31日までの5年間としています。

続きまして、議案集は61ページです。

議案第101号、対馬市厳原自動車教習場の指定管理者の指定についてです。

市が設置しています当教習場の管理運営は、平成24年4月1日から株式会社共立自動車学校を指定管理者として管理運営を行っていますが、平成29年3月31日をもって指定管理期間が満了となりますので、対馬市公の施設の指定手続等に関する条例第2条により、公募を行ったところ、1団体からの申請がありました。

指定管理者候補の選定につきましては、対馬市指定管理者選定委員会により、選定方法及び審査基準に沿って公正に審査した結果、募集要項の選定基準を満たし、かつ事業計画等の審査及びプレゼンテーション等の聴取により総合的に判断し、安定した施設運営を提案された株式会社共立自動車学校を対馬市厳原自動車教習場の指定管理者候補として選定いたしましたので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、指定管理者として株式会社共立自動車学校を指定いたしたく、議会の議決を求めるものであります。

年間の指定管理料は発生せず、指定管理期間は平成29年4月1日から平成34年3月31日までの5年間としています。

以上、2件の議案の提案理由の説明を終わります。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（堀江 政武君） 教育部長、須川善美君。

○教育部長（須川 善美君） 一括議題となりました議案のうち、議案第102号、対馬市パークゴルフ場の指定管理者の指定について、その提案理由と内容を御説明申し上げます。

議案集の63ページをお開き願います。

対馬市パークゴルフ場は、平成24年4月1日より社会福祉法人米寿会様を指定管理者として管理運営をしてきておりますが、平成29年3月31日をもちまして、その指定管理期間が満了いたします。

対馬市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例第2条により公募を行ったところ、1団体から申請がございました。選定の結果、指定管理者候補といたしまして、対馬市美津島町雑知乙511番地3、社会福祉法人米寿会様を指定管理者として指定いたしたく、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

指定管理者候補の選定に当たりましては、対馬市指定管理者選定委員会におきまして、事業計画等の審査及びヒアリング等の聴取により、総合的に判断し公正に審査した結果、社会福祉法人

米寿会様を指定管理者候補として選定をいたしました。

なお、指定管理期間は平成29年4月1日から平成34年3月31日までの5年間といたしております。

以上で、提案理由の御説明を終わります。御審議の上、御決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（堀江 政武君） 中对馬振興部長、平山祝詞君。

○中对馬振興部長（平山 祝詞君） ただいま一括として議題となりました議案第103号、対馬市ファミリーパークの指定管理者の指定について、その提案理由と内容を御説明申し上げます。

議案集の65ページをお願いいたします。

対馬市ファミリーパークの運営管理につきましては、現在、社会福祉法人梅仁会、理事長阿比留志郎氏を指定管理者として管理を行っておりますが、平成29年3月31日をもって契約期間満了となります。

対馬市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例第2条により公募を行ったところ、1団体からの申請があり、選定の結果、指定管理者候補といたしまして、社会福祉法人梅仁会、理事長阿比留志郎氏を指定管理者として指定いたしたく、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

なお、指定管理期間は平成29年4月1日から平成34年3月31日までの5カ年間といたしております。

以上、簡単ではございますが説明を終わります。よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（堀江 政武君） 上対馬振興部長、園田俊盛君。

○上対馬振興部長（園田 俊盛君） ただいま議題となりました議案第104号、対馬市温泉施設の指定管理者の指定について、その提案理由と内容を御説明いたします。

67ページをお願いいたします。

本件は、渚の湯の管理運営につきまして、平成25年10月より株式会社グリーンネットを指定管理者として管理運営を行ってまいりましたが、平成29年3月31日をもって、その期間が満了いたしますので、対馬市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例第2条により公募を行ったところ、2団体からの申請がございました。

選定の結果、指定管理者候補といたしまして、対馬市上対馬町西泊390番地、株式会社グリーンネットを指定管理者として指定いたしたく、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

指定管理者候補の選定に当たりましては、対馬市指定管理者選定委員会におきまして、選定方

法及び審査基準に沿って公正に審査した結果、募集要項の選定基準を満たし、かつ事業計画等の審査及びヒアリング等の聴取により総合的に判断し、安定した施設運営が託されるものとして、株式会社グリーンネットを指定管理者候補として選定をいたしました。

提案があった指定管理料は1,624万でございます。

なお、指定管理期間は平成29年4月1日から平成34年3月31日までの5年間といたしております。

以上、簡単ではございますが説明を終わります。御審議の上、御決定賜りますようお願いいたします。

○議長（堀江 政武君） 説明が終わりました。

これから5件に対する一括質疑を行います。質疑はありますか。3番、入江有紀君。

○議員（3番 入江 有紀君） 議案第104号の温泉施設の指定管理の件なんですけど、これは公募があってから2者公募したみたいなんですけど、選定委員会で何対何でグリーンネットに落ちたかということをお教えください。何でかという、前回のホテル用地のときに、6対4でほかの会社が選ばれたのを3日間で市長がひっくり返しましたよね、あそこの東横インに。だから、10人なら10人のうち、何対何でグリーンネットになったか教えてください。

それと、（発言する者あり）付託やったですか（発言する者あり）そしたら付託してあるならいいです。

○議長（堀江 政武君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

議案第100号から議案第104号までの5件は、配付しております議案審査付託表のとおり所管の常任委員会に付託します。

日程第43. 議案第105号

日程第44. 議案第106号

日程第45. 議案第107号

○議長（堀江 政武君） 日程第43、議案第105号、漁港区域内公有水面の埋立てについて（伊奈漁港）から、日程第45、議案第107号、長崎県市町村総合事務組合規約の変更についてまでの3件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。上対馬振興部長、園田俊盛君。

○上対馬振興部長（園田 俊盛君） ただいま議案となりました議案第105号、漁港区域内公有水面の埋立てについて（伊奈漁港）、その提案理由と内容を御説明いたします。

69ページをお願いいたします。

本件は、長崎県が事業主体で整備を進めております、伊奈地区水産生産基盤整備工事に伴う公有水面埋立て免許の出願に係る意見について、異議のない旨、長崎県知事に答申するため、公有水面埋立法第3条第4項に規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

埋め立ての必要性については、議案書72ページの埋立必要理由書のとおり、漁港内の荷さばき所から市道を結ぶ臨港道路において幅員が狭く大型車両が通行するには非常に危険が伴うことから、拡幅工事を行うに当たり、山側が急峻で家屋等が隣接していることから、海側を埋め立てる申請を出願するもので、埋め立て面積は、74ページの地図及び次ページの実測平面図の179.25平方メートルでございます。

以上、簡単ではございますが説明を終わります。御審議の上、御決定いただきますようお願いいたします。

○議長（堀江 政武君） 農林水産部長、西村圭司君。

○農林水産部長（西村 圭司君） ただいま一括議題となりました議案第106号、工事請負契約の締結について、その提案理由と内容について御説明いたします。

議案書の77ページをお願いいたします。

本議案は、高浜漁港水産生産基盤整備工事（3工区）に係る工事請負契約を締結いたしたく、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

入札の結果につきましては、去る11月15日に15者による一般競争入札を実施した結果、入札結果一覧表のとおり、株式会社東邦、代表取締役桐谷孝芳氏が1億6,636万8,088円で落札されましたので、これに消費税相当額を加算した1億7,967万7,535円で、去る11月18日同氏を相手方とした工事請負仮契約を締結しております。ここに本契約を締結いたしたく、議会の議決を求めるものでございます。

工事の概要につきましては、78ページをごらんください。南防波堤改良一式、消波工Lイコール15メートルでございます。工事の箇所につきましては、79ページから82ページの図面の黒塗りの部分でございます。なお、工期につきましては平成29年3月末を予定しておりますが、繰越申請を3月定例議会において繰越承認がいただければ繰り越しをする予定でございます。

以上、簡単でございますが提案理由の説明とさせていただきます。御審議の上、御決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（堀江 政武君） 総務部長、豊田充君。

○総務部長（豊田 充君） ただいま議題となりました議案第107号、長崎県市町村総合事務

組合規約の変更について、提案理由とその内容について御説明申し上げます。

議案集は85ページ、新旧対照表は39ページです。

地方自治法第286条第1項の規定に基づき、平成29年2月1日から長崎縣市町村総合事務組合規約の別表第2の一部を変更することについて、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求めるものです。

今回の変更は、別表第2、組合の共同処理する事務と団体において、第3条第1号、職員の退職手当に関する事務に長崎県後期高齢者医療広域連合を加えようとするもので、附則でこの規約の施行日を平成29年2月1日からと定めています。

以上、議案第107号の提案理由の説明を終わります。よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願いいたします。

○議長（堀江 政武君） 説明が終わりました。

これから3件に対する一括質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま一括議題となっております3件は、委員会への付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 異議なしと認めます。3件は委員会への付託を省略することに決定しました。

これから3件について各案ごとに討論、採決を行います。

議案第105号、漁港区域内公有水面の埋立てについて討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 討論なしと認め、採決します。本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 異議なしと認めます。本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第106号、工事請負契約の締結について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 討論なしと認め、採決します。本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 異議なしと認めます。本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第107号、長崎県市町村総合事務組合規約の変更について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 討論なしと認め、採決します。本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 異議なしと認めます。本件は原案のとおり可決されました。

日程第46. 同意第11号

○議長（堀江 政武君） 日程第46、同意第11号、対馬市農業委員会委員の任命につき、認定農業者が委員の過半数に満たない場合の同意についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。農業委員会事務局長、春日亀剛一君。

○農業委員会事務局長（春日亀剛一君） ただいま議題となりました同意第11号につきまして、その提案理由と内容について説明申し上げます。

議案書は89ページでございます。

対馬市農業委員会委員の任命につき、認定農業者が委員の過半数に満たない場合の同意についてでございますが、これは10月21日から11月14日まで実施しました対馬市農業委員の推薦及び募集におきまして、定数14名に対し認定農業者の申し込みが7名であり、農業委員会等に関する法律第8条第5項に規定する認定農業者の数が過半数に満たなかったため、同項及び農業委員会等に関する法律施行規則第2条の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

以上、簡単ではございますが提案理由の説明を終わります。御審議の上、御同意いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（堀江 政武君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

お諮りします。本件は委員会への付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 異議なしと認めます。本件は委員会への付託を省略することに決定しました。

これから討論、採決を行います。

同意第11号について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 討論なしと認め、採決します。同意第11号、対馬市農業委員会委員の任命につき、認定農業者が委員の過半数に満たない場合の同意について同意を求める件は、これに同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 異議なしと認めます。同意第11号は同意することに決定しました。

○議長（堀江 政武君） 以上で、本日の議事日程は全て終了しました。

本日はこれで散会とします。お疲れさまでした。

午後3時24分散会
